

第百九回 参議院環境特別委員会 會議録第七号

昭和六十二年九月十六日(水曜日)
午後一時十六分開会

委員の異動

九月九日

辞任

橋本 敦君

補欠選任

沓脱タケ子君

九月十一日

辞任

一井 淳治君

補欠選任

田淵 勲二君

九月十二日

辞任

原 文兵衛君

補欠選任

宮崎 秀樹君

九月十六日

星 長治君

辞任

宮崎 秀樹君

補欠選任

原 文兵衛君

出席者は左のとおり。

委員長

松尾 官平君

理事

石井 道子君

委員

青木 幹雄君

石本 茂君

浦田 勝君

梶木 又三君

木宮 和彦君

中曾根弘文君

二木 秀夫君

原 文兵衛君

小川 仁一君

国務大臣

(国務大臣)

田淵 勲二君

渡辺 四郎君

広中和歌子君

沓脱タケ子君

近藤 忠孝君

山田 勇君

稲村 利幸君

山内 豊徳君

加藤 陸美君

目黒 克己君

長谷川 慧重君

菊池 守君

政府委員

環境庁長官官房

長

環境庁企画調整

局長

環境庁企画調整

局長

環境保健部長

局長

環境庁大気保全

局長

事務局側

第二特別調査室

長

菊池 守君

本日の会議に付した案件

○公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
(第百八回国会内閣提出、第百九回国会衆議院
送付)

○委員長(松尾官平君) ただいまから環境特別委
員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る九日、橋本敦君が委員を辞任され、その補
欠として沓脱タケ子君が、去る十一日、一井淳治
君が委員を辞任され、その補欠として田淵勲二君
が、また去る十二日、星長治君が委員を辞任され、
その補欠として二木秀夫君がそれぞれ選任されま
した。

○委員長(松尾官平君) 公害健康被害補償法の一
部を改正する法律案を議題といたします。
前回に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○小川仁一君 私がお願いをした、理事懇です
か、並びに前委員長が発言をなさったことについ
ていろいろまだ解決をしないようでありま
す。この問題に関連してお願いをしておきたいこ
とは、一つは、委員長発言の議事録がまだ配付さ
れていませんが、議事録をぜひ配付していただ
きたい。やはり発言の言葉自体によって私の今後の
考え方を決めていきたいと思います。それから、この
二つ目は、参議院の委員会先例録ですか、この
中の第二百七十五項目に、

報告又は記録の提出要求に関する例 委員会
が、審査又は調査のため、内閣、官公署に対し
報告又は記録の提出を求めるには、理事会の決
定による場合又は委員会において委員の要求が
ありこれに別段異議もない場合は、成規の手續
を省略して、委員長から直接これを行うのを例
とするが、成規の手續により、委員会において
議決し、議長を経由してこれを行った例もある。

云々と書いてあります。したがって、この問題が、
私がお願いをし、理事の皆さんが御苦労いただ
いている問題とかかわっているかと思えます。した
がつて、こういう課題をやはりきつちり運営の基
礎に置いて討議を進めていただくように要望いた
します。

いづれ、この前にも申し上げましたが、非常に
多くの議事録、総合記録、いろんなものが各間に
流布されております。
そして、例えばジュリストには四人の委員の方
が堂々と意見を述べておられる。それを申し上げ

てみるとこういう言い方になっていふんです。
「今日は、この問題について、この問題というの
は健康被害補償法ですが、「そこに至るまでの議
論や考え方を、ご関係の先生方からお話しただ
きたいと思ひます。」。こういう司会者の加藤一
先生のお話で、橋本道夫さん、森島昭夫さん、香
川順さんの先生方が異議なく経緯を含めてお話し
合いをしていふ。こういうふうにお金で原稿料も
らってやられた方々はちゃんと経緯から経過まで
お話しになっている。金出せば経過をしゃべるん
ですか、原稿料が出れば、私は原稿料出さないか
らもらえない、記録を。これじゃおかしいと思
いませんか。

したがって、当然のことながら、私は委員会の
議事録を、作業委員会以降の提出を求めること
を撤回はいたしておりません。
ただ、それにしても、審議の都合上各党ともい
ろいろ御審議をなさっておりますので、そういう
中で私なりに一つの前提条件を置いて質疑をして
みたいと思ひます。
ここに中央公害対策審議会第三十六回會議録と
いうのがあります。昭和六十一年十月三十日開
催。これ同じものですか、ごらんをいただきたい。
(小川仁一君資料を手渡す)

○政府委員(加藤陸美君) お手元の資料、ただ
いま拝見させていただきましたが……(聞こえな
い)と呼ぶ者あり)お手元の資料が議事録であるか
との御質問には直接お答えできませんが、いわば
限りなくそれに近いものと受けとめておりますの
で、これを踏まえて御答弁申し上げます。

○委員長(松尾官平君) 傍聴人は声を出さないで
ください。(読んでないやないか。ばらばらばら
と見て、何が限りなく近いとわかるか)と呼ぶ者
あり、その他発言する者多し)
○小川仁一君 私より先に怒った人があるようで

すが、私も同じような気持ちです。こうやっただけでわかりますか。神わざに近い。限りなく近いということはイコールとどこが違いますか。

○政府委員(加藤陸奥君) 私、イコールということとを申し上げる立場にありませんので、それは御勘弁いただきたいと思ひます。

○小川仁一君 話かえませんが、中央公害対策審議会委員は特別公務員になり守秘義務が存在しますか。

○政府委員(加藤陸奥君) 特別公務員でございすので、守秘義務と申しますか、国家公務員法にいう守秘義務、それに服さなければならぬことになっております。

○小川仁一君 はつきりしませんでした、守秘義務はあるの、ないの。

○政府委員(加藤陸奥君) ございす。

○委員長(松尾富平君) 発言を求めてから答弁。

○小川仁一君 そうしますと、ちよつと伺ひますが、こういうのに「答申の内容については経緯等も含めて十分にお話しただけのものと思つております。」という前提で、これは加藤委員がおつしやったんですが、それ以下橋本委員、森島委員、香川委員がお話をなさつてゐるということは、守秘義務との関係はどうなりますか。

○政府委員(加藤陸奥君) 委員であられる方あるいはあられた方が御意見として、あるいはこういう意見を言つたというのを自分の考えとして申し上げられるものが守秘義務違反に当たるかどうか、これ非常に難しい問題でございまして、私ここでそれは当たる、これは当たらないというふうには残念ながら明確に判断しかねる部分もございす。一般的にはそういう場で自分の御意見を述べられることが守秘義務違反ということにはそれはならないと存じますが、ケースによりまして、子細にはそれごとのケースによるかと存じます。○小川仁一君 私はつきり聞いてゐるんですよ。「経緯等も含めて十分にお話しただけのものと思つております。」と、こう明確に中央公害対策審

議会委員である加藤さんがお話しになつてゐる。それからずつと三人の委員の方がお話をしておられます。当然その内容に触れております。それが当たるか当たらないかということを知りたいんです。自分の意見を述べることがどうこうということじゃないんです。前提が委員である四人だけですから、それがこういう前提で言つたのが当たるか当たらないかと聞いてゐるんです。

○政府委員(加藤陸奥君) 公務員の守秘義務の問題というのは、非常に内容的には要件その他難しい前提が議論されるはずのものでございまして、なかなか今の御質問に對しまして、これが直ちに公務員法の違反になるかという点については、私にわかにそうなるとは考えられないと存じます。が、ケースによつてはいろいろな問題になることはあり得ると存じます。

○小川仁一君 守秘義務というのは公務で知り得たことを他に漏らしてはならないということでございます。特別公務員で守秘義務があるという人が、こういうところで、例えば四十一地域はこういうデータがなかったからやめたとか、いろんなことをおつしやつてゐる、討議の中身を言つてゐる。公務で知り得たことを漏らしてゐる。そういう場合に一体あなた方はどういう態度をおとりになるか。わかりにくいというならわかるまでお待ちしてもよろしうございす。

○政府委員(加藤陸奥君) 知り得たことをみだりに漏らすということが違法性の問題になるわけでございます。この内容と、いろいろな内容を含まれておるわけでございすますが、実はこれは私今とつさに感じたわけでございすけれども、中央公害対策審議会の答申のお話でございす。答申は昨年の十月三十日に提出されまして、もちろん公表されておるわけでございす。これを中心にしての御議論が記載されておるわけでございす。それが審議会について知り得たことをみだりに公表したということにつながるかどうか、直ちにはつながらないのではないかと存じますが、ケースによると思ひます。

○小川仁一君 あなた、これお読みになつたことあります。ジュリストのナンバー八百七十七号です。

○政府委員(加藤陸奥君) ございす。

○小川仁一君 この中身を見ますと、答申案だけじゃない、「専門委員会報告書の結論」、「専門委員会報告に對する評価」、「現状の大気汚染と疾病との間の相関関係」、「作業小委員会の作業と環境保健部の答申」、「作業小委員会の構成」、「作業の内容と問題点」、答申じゃないですよ、これ。全部今までのことをおつしやつてゐるんです。だから、この場を切り抜ける答弁としてはあなたの答弁はそれでいいでしょうが、この問題もまた明確な守秘義務とかかわりにおいて明確な見解が出てこないうちはちよつと私は質問ができなくなりそうです。内容を読んでゐるなら、そういう各項目があるというのを承知の上で、答申だけじゃないですよ。各部会のもので書いていますから、その点についてもう一度答弁を求めます。

○政府委員(加藤陸奥君) このジュリストの改正問題、「中公書答申をめぐつて」という中の柱立ては、確かに先生がおつしやつたように各項目並んでおります。これを拝見いたしますと、中央公害対策審議会の答申の項目も、先生が今御指摘の中にもありました専門委員会の報告書、それを引用して最終答申になつておりますし、かつ専門委員会の報告書は、これは専門委員会報告ということに公表されておるわけでございす。それを初め、中央公害対策審議会の答申そのものに経過がきちんと述べておられるわけでございす。最終答申に至るまでの前提、経過という形で、それが答申本文に全部入つておるわけでございすけれども、その中身の流れと大体同じような柱立て、全く同じとは申し上げませんが、ということでは、先ほど「中公書答申をめぐつて」という書き物といひますか、座談会でございすので、先ほどの申し上げたように答申を説明しないしそれをめぐつての議論ということを進めておられるものでございすから、答申そのものはもちろん公表さ

れておることとございすし、その中に書いてあることを披露されたり御説明されたりしている部分が多いように承知いたしておりますけれども、それでもなおかつそれと答申に書いてない部分もあるのではないかとしように先生御質問の部分も、その部分もあるわけでございす。その点については直ちにそれがみだりに漏らしたと言へるようなものかどうか判断は私にはできません、こう申し上げておるわけでございす。

○小川仁一君 議事録はお持ちでございす。ジュリストもごらんになつてゐる。照合をして該当するかしんかということをは明らかにしていただきます。明らかにしてからの質疑の時間は後に保留したいと思います。

それで、限りなく近いものについて質問をいたしますが、今私の手元にあるこれによりまして、答申案を説明した館環境保健部会長代理は、初めの説明で、十月六日の環境保健部会では反対論も慎重論も疑問などについても一切報告をしてもられない。しかし、これによりまして、清水委員や瀬尾委員からは事実と違ふ旨の発言が出ております。一々読み上げません。なぜこのように事実と違ふ発言をなさつたのか、その事実と違ふ点はどこであつたのか明確にしたい。要点だけきつちりと。

○政府委員(目黒克己君) 十月六日の結論を踏まえて館部会長代理が総会において御報告をされましたが、その席にも清水先生もおられまして、会長の談話にありまして、御指摘のよう賛成、反対の御意見がございまして、そして、それにつきましてはその場でも議論が行われたのでございす。

○小川仁一君 私は反対、賛成、環境部会におけるその討論の中身を聞きたいと思つてゐる。あつたというのを聞こうと思つてゐません。館さんという方はとにかく環境部会の反対論やなには全然報告しなかつたということだけはわかりました。しかし、環境部会におけるという論点の反

対があつたかをお知らせ願いたい、こういうことです。

○政府委員(目黒克己君) 反対論と申しますか、御意見がございました主たるものは、一つは留意事項に関するものでございました。それからもう一つは、この主たる原因云々というところがございます結論の部分についての御意見がございました。

○小川仁一君 困るんだな、これじゃ。

○委員長(松尾富平君) 政府委員から付言することはありませんか。言い残したことがあつたらもう一回言ってください。

○政府委員(目黒克己君) どのような反対論があつたかという御質問ということでございましたので、今ございましたような趣旨の反対論がございました。

○小川仁一君 もっと明確に論点をはっきりして出してください。

○委員長(松尾富平君) 委員長からも政府側にお願ひしますが、質問事項に対しては具体的に誠意を持って答弁していただくように要請いたします。

○政府委員(目黒克己君) 具体的には当時の報告、審議会の答申原案の六ページないし七ページ部分につきまして、それぞれ主として結論部分、それからその中の専門委員会報告の中で、現在の大気汚染がどのような大気汚染であるかどうかという点について入念に追加をするようにというようなことがございまして、大気汚染の状況について結論部分に追加をいたしましたのでございます。ここが一つの大きな点でございました。

それから次の点は留意事項、七ページの留意事項のところでございます。特にこの感受性の高い集団についてというところで大きな修文がございました。これはやはり当時の部会あるいは総会等におきまして、そのことについての御議論があつたのでございます。

○小川仁一君 あなたの答弁で私が質問したこと

で鼻をくくった答弁と言うんだよ。私は、具体的内容を、論点を整理して言ってくれ、こうお願いをしているのですが、これ以上答弁がないとすれば、やはり保健部会の議事録を出してもらわないと、中公審の議事録を出してもらわないと、とてもじゃないけれども討論の対象にはならない。さらに、それはどこで言われているかという

と、この対策審議会の総会の中で、お名前を申し上げて失礼ですが、瀬尾委員の発言がございました。それはあなた方事務局はおわかりだろうと思う。それに対して館部会長代理は、環境保健部会では何人かの反対あるいは質問、御異論があつたことは事実であります、こう言っています。したがって、反対、質問、異論の概要を明らかにしていただきたい。

○政府委員(目黒克己君) まず第一に、反対の論点は、一つは先ほど来申し上げておりますけれども、この留意事項の中で感受性の高い集団として児童、高齢者、呼吸器疾患等を指すということにつきまして、これをもう少し明快にするようにというところが一つございました。それからもう一つは、この指定地域の結論部分のところでございまして、一挙に四十一の地域をすべて解除すること

に反対である、そして段階的な解除がどうかである、こういう種類の御意見がございました。

○小川仁一君 その討議経過、それに対してどういうふうなことにそのことにお答えになつて、どういふふうに処理されたか明確にしたいでございます。

○政府委員(目黒克己君) この段階的な解除の問題につきましては、四十一の指定地域を含みますすべての地域において大気汚染の原因がこの健康被害の主たる原因ではないという専門委員会の結論のもとに、このような主たる原因ではないということを中心とする論拠に基きましてこの段階的なものがあり得ない、という趣旨の反論があつて、そして議論が行われたところでございます。

○小川仁一君 やっぱり会議録がないと具体的にわからないですね。あなたの説明では私はほとんど理解できないが、ついでに問題点を出しておき

ますが、環境保健部会の中で、例えば新聞等にも載っておりますが、いわゆる作業小委員長の報告に対して作業小委員側は、全面的解除という結論は制度的法律的な判断によるもので、医学的判断とは違ふというのを対外的にもおっしゃつていました。そういう討論がありましたか。

○政府委員(目黒克己君) ございました。

○小川仁一君 そうすると、この答申というのは、医学的判断ではなくて、いわゆる行政的判断でお決めたやつと、こういうことになるんです。病氣というものを医学的判断を抜きにして行政的あるいは制度的なもので処理していくという、こういう考え方があつたと聞いて私は驚きました。これなら何のために専門委員会を開いたかわからないじゃないですか。

それで大臣にお聞きしますが、これから今の四十一地域の中で絶対一人の公害患者も発生しないとお考えになりますかどう。

○国務大臣(福村利幸君) お答え申し上げます。この四十一指定地域におきまして、大気汚染であるかどうかという点は定かではありません。あるかどうかと思ひます。

○小川仁一君 私は、一人の公害患者も出ないと考えておられるかどうかとお聞きしているんです、患者と言われまうと漢としてわかりませんの

で。公害患者が、大気汚染あるいは大気複合汚染による公害患者が一人も出ないと確信をしておられるか、あるいは一人か二人出るんじゃないかという心配をお持ちなのですか。どちらですか。

○国務大臣(福村利幸君) 先ほども申し上げましたとおり、大気汚染であるかどうかということは定かではございませんが、公害患者が出るという心配はあります。

○小川仁一君 そこで、このジュリストの中で問題になる点の一つ言つてみたいんです。

大臣は出る可能性があるという心配をしておられる、だから対策も考えられるだろうが、それに對して十月三日の作業小委員会が終わつた後の新聞記者会見、この中で答申案づくりの中心になつ

た森島名古屋大学教授が、四日市では患者五人いると四人が大気汚染によるものと考えられる状況にあつたが、今は十人の患者のうち九人までは大気汚染によるものではないという状態で、年間千億円もかかる制度を維持する合理性はない、十人のうち一人はいる患者を切り捨てになるかもしれない、こういうお話を言つておられる。私はこの言葉は非常に冷たい言葉だなあ、切り捨てられた人がどうなるのか、切り捨てられた人が、こういうことを言うとか、官庁の方ではないとも、それは新聞記事の誤報でございましてとかなんとかというふうなお話をなさるわけですが、それに関連して、このジュリストでやっぱり、これは一紙だけの記事で記者の誤りでありまして、こういうふうな新聞をびしゃつと切つて捨てている。新聞記者の諸君というのはこんな誤りを書くものでないと思ひます。思ひました、ときどきはちよつとしたミス

から、これは仮にというのを上につけていらっしゃるから話したはずですよと言つておられる。それから、救われると言わなければかりの話をしておられる、こういう状況が審議会なり保健部会の上にあるのかどうかお聞きしたい。

○政府委員(目黒克己君) 審議会の中で、今具体的に何人がどうなるかといったような先生の御指摘のような例えの話が出たかどうかちよつと私定かではございませんが、それに類する議論はあつたことは事実でございまして。

○小川仁一君 それからまた、この審議会の中を引用しますが、総会議録の二十二ページで渡辺委員がこのようにお話をしております。「三年前に第一種地域のあり方という諮問がされましたが、私はその後、総合部会なり、あるいは総会の席上、何度も審議内容を尋ねました。しかし、一貫して、それは答えられないということ

でございまして、十月以前にも新聞にもう既に毎日報道されておりましたが、それについては、新聞の記事は憶測である。そういう答えてございまして。そして先日、この答申案を初めて見まして、

第一種地域を全面解除するということ、今後新しい患者は認定しないという内容を知ったわけですね。」と、こう言っているんです。

そういたしますと、新聞記者の憶測というのは

これはむしろ真実だった。同時に、中央審議会委員に対して質問しておるのに答えないで、新聞記者の憶測記事だと言っておいて、突然第一種地域の全面解除と新しい患者を認定しないというふうな中身を出された、それ以外の委員の中にも急に出されたとか、今初めて知ったとかという言い方がございますが、一体、中央審議会委員というのは何ですか。内容も知られないで総会に集められて、いや応なしにそこで時期尚早なり反対の意見をやっても数で押し切った審議会、他の委員はわかつているが、この人たちだけは知らされていない、こういう結果になるのでしょうか。どうも読んでみれば読んでみるほどわからなくなるのので、その辺についてお聞かせ願いたい。

○小川仁一君　そうすると、渡辺委員というのは――これのとおり読んでいますよ、私は、間違ひなく。十日以前の新聞に既に報道されているけれども、それは新聞の記事は憶測であろう、こういうふううふうに答えられて説明されなかつたというののは、この人だけ特別扱いされたんですね。こういう発言が出るような総会というのは非常識な総会ですよ。本来、普通なら、部会でもが決まつて答申ができるものを、総会を特例で開いてまでもものを決めなきゃならないという非常に重大なな問題のときにこういう発言が出てくるということ自体、こんな総会というものはいかに審議不十分であるかということがわかりますし、非常識な総会の運営なんです。これをやつた事務局の責任と

ない委員がいり、素人でよくわからないから言ったり、そういう人たちがこういうものを決めてやられたとなると、とつても納得できない。

したがって、私はやっぱり環境保健部会のいわゆる中公害全体の作業小委員会まで含めた会議録がないと、だれが素人なのか、だれが玄人なのか、だれが知らされたのか、だれだけが知っていたのか全然わからない。幾つもの部会があると言った。部会があるといっても、大気部会は一体大気汚染問題に対してどういう討論をしてこの総会に臨んだのか、これもわからない。したがって、改めて、限りなく近いものは総会の分、この次は保健部会の分を限りなく近いものを出せななというふうな話になつちやあれですから、改めてここの

それといま一つ、素人という表現も確かに出ておられますけれども、これはいわばお医者さんである人たちと、それから——これは専門委員会のメンバーはお医者さんでございます。それから、作業小委員会の中の、このジュリストの御指摘のところは森脇発言と、こうなっておりますが、森脇先生は法律関係の方でございますので、その意味で、法律をやっておる私という意味で素人という表現をとっておられるわけでございます。それは全くわけわからずにとりうようなことでは毛頭ございませんで、その辺は御理解賜りたいと存じます。

○小川仁一君　それはあなたがそう思っている。だから私も、御謙遜かどうかわからないがと先に

○政府委員(加藤陸奥君)　まず、中央公書対策審議会の全体の構成と申しますか、姿をちよつと御説明させていただきたいと思ひます。「そんなものは要らぬ、質問してないから」と呼ぶ者あり。簡単に申し上げます。

いうのが非常に大きいと思います。私は、それぞ
れの意見によって反対、疫学的な立場から反対と
いう御意見が出てくるのであれば、それぞれ主張
を出し合つて討論をされてもいいと思う。しか
し、教えられない、聞くと憶測だと言われる。こ

ところは、審議を進めるために今まで協力をいたしました、あとこれ以上は正確なものが出てこないと言間ができなくなりました。

特に、ジュリストを読むと、素人だなんて言われると、素人の人がどういう発言をしたかやっぱ

つけた。にしても、大衆に見せるのに素人だと言
い切っておられる。ATSは何ですかと質問をし
ておられる。こうなりますとやっぱりこれは、そ
ういう素人と謙遜をなさっているかもしれないけ
れども、こういうのを見ると、やっぱり討論の会

部会で構成されておりまして、それぞれ専門分野ごとに、例えば大気であるとか水であるとかという分野ごとに部会が構成されておりまして、この問題は環境保健部会で審議されます。したがって、それぞれの部会に属されておる方とそう

ういう状態に置かれた委員というのは物を言うにも言えないじゃないですか。こういうことの中心にあるものを隠しておいては、これは総会の權威にかかわるからあるいは押さえられたのかもしれないけれども、私としては承知できない。

り聞きたくなる、見たくなる、環境保健部会で。素人というのは、作業小委員会で作られたことですから、ぜひ、この前の委員長の御発言のように作業小委員会以降の会議録をお出し願って質問をさせていただきたいと思い、それが出せなければ

議録を出さなければ、また何言い出すかわからないからね、原稿料もらえば。したがって、提出を要求して、その後、残りの時間を質問が続けます。きょうはこれで私の質問を終わらせていただきます。

でない委員としては、中間での情報といえますか、に相当差があることは確かに事実でございます。ただ、総会は全員総会でございますので、全員の御出席をいただいてやるという状況でございます。ちよつと御説明をつけ加えておきます。

同じことが環境部会についても言えます。時間がなくなってきましたからそろちろまでは質問に入りませんが、さらにジュリストによりますと、素人であるというお話がある。例えば、中央審議会委員の加藤さんという方は、A.T.S.というのは何です

きょうの質問はこのところで終わらせていただきます。

○政府委員（加藤陸奥君） 今のジュリストの関係のことにつきまして、ATSというのは何ですかというの、これは加藤一郎先生が聞いておられ

○委員長(松尾富平君) ただいまの小川君の質問につきまして、予定時間若干残っているわけですが、理事会でも、場合によっては保留するというお話がございましたので、質疑を続けて進めます。

○政府委員(目黒克己君) なお、部会の結論が出ましたのが十月の六日でございます。それ以後、総会までの間にその事実の問題は外へ新聞等で出ております。各委員の先生方の中には当然、総会を開催するということになりましたときに、いろ

かと同じ中央審議会委員に聞いておられる。これは謙遜して聞いたのか、わからないで聞いたのか真意はわかりませんけれども、ATSということを知らなかったということは事実であります。さらに、作業小委員会の構成というジュリスト

る形になっておりますが、これは加藤 一郎先生はもちろん法律家でございますけれども、ある程度こういう関係のこともよく御存じでございますから、ATSというのを全く御存じないはずはございませんけれども、一つのこれはジュリストとい

○近藤忠孝君 私は、この委員会がたたいま委員長要求資料が提出されないまま開かれている、このことに強く反対し、強く抗議をするものであります。

そこで委員長、これは九月九日の当委員会の冒

いる御説明を求められる方も多数おられたわけで

の八十八ページの中の報告書、これは専門委員

う雑誌のこの表現の構成としてとっておられると

頭の委員長の発言であります。「去る二日の委員

会において委員長から要望しました資料につきま
して環境庁から発言を求められておりますので、
これを許します。」これは松尾委員長の発言であ
ります。要するに、委員会から資料要求のあった
ことは明らかなんです。それに対して拒否の回答
がありました。

私は、こういう状況の中で、委員長が先ほど、
理事の同意を得たとしてこの委員会を開いたこと
は、全く国会が国権の最高機関である、これに反
するものであり、憲法並びに国会法における国政
調査権に関する規定に真正面から反するものだ
と思います。まさしく国会の自殺行為です。これに
ついて、まず委員長の見解を聞きたいと思ってい
ます。

○委員長(松尾官平君) 本日の議事日程は先ほど
の理事会において決定されておりますので、それ
に従って質疑を続けてください。

○近藤忠孝君 私は、委員長が、この委員会をこ
のような国会法並びに憲法の規定に反することに
ついてどう思うかと、こう聞いています。これに
これは委員長の見解を堂々と述べるべきじゃない
ですか。

○委員長(松尾官平君) 質疑を続行してくだ
さい。

○近藤忠孝君 委員長が余りにも憲法違反の行為
をやっているの回答できないということ、私は
私の次の発言に移ります。「はつきりさせよう
や。憲法、国会法に対してどうなんだ」と呼ぶ者あ
り。委員長、答弁できませんか、それぐらいのこと。

○委員長(松尾官平君) 不規則発言は取り入れま
せん。

○近藤忠孝君 私は、この委員会の開会自身につ
いて、きょうの理事会で一貫して、開会できる状
況ではない、このことを発言してまいりました。
その理由を以下述べます。

まず、今回の資料要求は、この環境特別委員会
の委員会としての要求であります。これは前の委
員長であった山東委員長のもとで、委員長から正

式に、理事懇談会で協議した結果、ただいま問題
となりました資料に関しては、改めて環境庁に対
し、提出するよう要望します、こう発言をし、さ
らに香脱委員の方から資料に関する発言をしたこ
とに対して、山東委員長は、理事懇談の結果、
委員長から環境庁に対し、その資料の要請をした
わけでございます。それに対して返事待ちという
ことでございます。ですから返事を待つておた
んです。その返事が九日の冒頭の回答でありま
す。

しかも、これがその後、自民党理事並びに委員
長はこの委員会要求について種々疑義を出してま
いりました。しかし、その都度、それぞれの理事
会もしくは理事懇談会において、それが正規の委
員会要求であることは確認されてまいりました。

例えば、先ほど指摘をいたしました九月九日の
冒頭の委員長発言も、前日の理事懇談会の中で、
正式の委員会の要求であるから、だから委員長か
ら要求せよ、これが確認され、そして松尾委員長
も、そのことを同意をしてこの発言をしたもので
あります。しかも、その後、何度か同じようなこ
の委員会要求の効力を弱めるような発言がその後
ございました。都合三回以上ありましたけれども、
その都度その巻き返しは失敗をしております。

そして、前回九月九日、中断後の委員会再開に
おいて委員長は、小川、近藤両委員の質疑は、事
情により、都合により、これは資料問題である
ことが確認されておりますが、次回に回すと。要
するに、委員会としての要求であることはもう
明々白々であります。そして、委員会の要求であ
る以上、その資料が秘密であるとか、あるいは非
公開を内部で決めている、そういうことを理由に
は拒否はできない、これはもう憲法の解釈上明白
であります。そして、参議院法制局の見解も同様
であります。なぜ国政調査権が憲法上規定されて
いるのか。明治憲法には規定がありませんでした。
た。現憲法で規定されているのは国会が国権の最
高機関であるからであります。国権の最高機関で

ある以上、立法その他重要な作業をなす場合に、
真実に基づいて正確な判断を行い、その結果に基
づいて立法その他の措置を行う。要するに国民主
権の立場から規定されたこれが国政調査権であ
ります。そして、その意味の委員会要求だったわけ
であります。それに対して応じない。そして、それ
を是認を委員長がしているというところは、最高機
関である国会の判断の上に行政の判断、それが優
先をしていることを是認することでありまして。で
すから、このことが参議院の自殺行為であります
し、委員長みずから国会が国権の最高機関である
ことを放棄したものだということを指摘せざるを
得ないのであります。

次に、この資料がなぜ必要かという点でありま
す。これは同時に、逆に申し上げます、先ほどの小
川委員の質問に対する答弁のように、限りなく現
物の近いことまで認めてなぜ出さぬのか、私はそ
のこの中この問題の本質があると考えていま
す。これはその資料を出せば他の資料の提出も当
然しなければならぬことになります。そして、
この中公審における審議、専門委員会、環境保健
部会、そして総会、これらにおける審議の全貌が
明らかにあります。実は本法案の根拠がなくな
る。そのことを環境庁が恐れるからにはかならな
いと思えます。これは参考人質疑の中で明らかで
あります。疫学的には関連性は否定できない、
大気汚染と疾患との間の関連性は否定できない、
というところは明白に因果関係があるということ
です。そのことが、例えば専門委員会の中で余計な
文章がつけました。これは専門委員の手になるも
のじゃなく環境庁が挿入したものだという疑い
が持たれております。さらに、専門委員会の報告
に基づいて今度は作業小委員会が開かれました。
この明らかに因果関係があるというのを、このよ
うな表現では因果関係はないと逆の方向へ持って
まいりました。そしてなぜそういうことになった
のか。そのことが明白になれば、まさしく逆に
ねじ曲げた。これが明らかにすれば本法案の根拠
は崩れる。だからこそ出さないんであります。そ

うである以上、当委員会としてはこの資料を要求
し、全面的に提出させる、そのことによつてこそ
国会の責務が果たせるからであります。

と同時に、環境庁が言う秘密では決してありま
せん。もう既に限りなく実物に近いというんで
から、もう出回っていることは環境庁も認めてい
ます。雑誌等の発言も同様であります。それだけ
じゃありません。これは財界には筒抜けでありま
す。あるいはそれぞれの各業界もしくは各団体か
らの代表が中公審の委員になっておりますが、こ
れらの委員は、自分の出身団体に帰ればこの中公
審の審議の模様を詳細に報告します。まさしく筒
抜けです。先ほどそれが守秘義務違反にならない
かという指摘がありました。意見を述べること
云々の発言がございました。これは実際の状況を
見てみますと、単に意見を述べることじやあり
ません。

例えば鉄鋼連盟の代表からこういう発言があり
ましたとか、岐阜大学の館教授はこういう発言を
し、こう説明をしました、私もこういう発言をし
ました。さらに発言の順序、内容を詳しく逐一報
告されている、こういう議事録を私は入手をして
おります。要するに知らないのは国会だけです。
そして被害者だけです。あとは全部知っておって
秘密でない。にもかかわらず、これを秘密と称し
てこの資料を提出しない。私はまさしく環境庁が
この命にかかわる重要なこの法案の審議の妨害を
していること断ぜざるを得ないわけでありまして。私
はこの問題が解決しない以上、この国会が国会と
しての正当な職務を全うできないと思えます。こ
ういう状況では私は私の質問は留保せざるを得な
い、このことを強く申し上げておきます。そして
議事録を提出することを求めます。議事録が提出
されない限りは私の質問は留保せざるを得ませ
ん。

○委員長(松尾官平君) 近藤君に申し上げます
が、本日の議事は先ほどの理事会において決定さ
れておりますので、それに従っていただきます。
質疑を続けてください。

○近藤忠孝君 資料出して下さいよ。(それじゃ、資料出してもらわないとできませんよ)と呼ぶ者あり)じや理事会協議だ。

○委員長(松尾官平君) 近藤君に申し上げますが、委員長の議事の整理に従っていただくようにお願いします。

質疑を続けてください。

○近藤忠孝君 資料が出れば質疑します。それは小川議員と同じですよ。

○委員長(松尾官平君) 委員長は質疑を続行することを要請しているわけです。(委員長、資料が出ないのに無理じゃないか、出してもらいますよ)と呼ぶ者あり)あなたは座っていないかい、そこへ。(横暴じゃないですか、そんなの)と呼ぶ者あり)お願いしているんですよ。

再度申し上げますが、質疑を続けてください。

○近藤忠孝君 何度も申し上げておりますが、私は資料要求をし、そしてその中身は理事会、理事懇でも申しておりますが、専門委員会の議事録、環境保健部会の議事録、そして総会の議事録、これ全部出すように求めています。その点では先ほどの小川議員と同じなんです。ですから、私はそれが出てくれば幾らでも質問しますが、しかしそれが委員長、まさしく憲法、国会法で規定する国政調査権に基づく資料要求に応じないのだから、出さないうちの。環境庁が審議を妨害しているんだ。それをこちらにそんな無理に質問しろなんてできるわけじゃないじゃないですか。だったら理事会で協議してほしい。

○委員長(松尾官平君) 申し上げます。せっかくですから、委員長から申し上げますが、資料提出の件につきましては、先ほど来近藤委員からなる御主張がございました。その中身については必ずしも正確な発言だと委員長は理解しません。また、松尾委員長のもとで環境庁に資料要求をしたような御発言もございましたが、それは真実ではありません。私は山東委員長のもとで要望したことについて発言を促しただけでございまして、委員会から要望した覚えはございません。

近藤君は、きょうの理事会において決定された議事日程に従って質疑を続行してください。それを続行しないということであれば……

○近藤忠孝君 委員長、今の私の発言に対して正確と言った。一体どこが正確かを明らかにしてほしい。私は先ほど九月九日の委員会の冒頭の委員長発言、これを紹介しました。「去る二日の委員会において委員長から要望しました資料につきまして環境庁から発言を求められておりますので、これを許します」と。これは当然委員会の要求であることが前提じゃありませんか。その前の日の八日の、これは理事懇で委員長は一度否定しようとしたんです。しかしそれが否定し切れなくなつて、理事懇ではこれは委員会要求だと確認されたじゃありませんか。だからこそ委員長から発言してもらふことになったんじゃないですか。

○委員長(松尾官平君) 確認されております。そんなうそ言っちゃ困るんです。(それじゃ会議録出して下さいよ)と呼ぶ者あり)

○委員長(松尾官平君) 近藤君に改めて申し上げますが、(横暴だよ)と呼ぶ者あり)ただいまの問題につきましては、後刻理事会においてその取り扱いを協議する……

○近藤忠孝君 今やつて、今。(発言する者あり)委員長(松尾官平君) 発言中、黙っていなさい。退場命令出すぞ。(横暴だ)と呼ぶ者あり)委員長に議事の整理権があるんだ。委員長が今大事な発言中に何を言うんだ。(事実を明らかにしてください)と言ふの何が悪いんですか。そうじゃないですか。九月九日の議事録出したらいいいんだ)と呼ぶ者あり)

ただいまの問題につきましては、後刻理事会においてその取り扱いを協議することといたします。

質疑を続行してください。(発言する者あり)傍聴人に申し上げますが、声を出さないように静粛にしてください。

速記をとめてください。

【速記中止】

○委員長(松尾官平君) 速記を起こしてください。ただいまの問題につきましては、後刻理事会においてその取り扱いを協議することといたします。

質疑を続けてください。

○近藤忠孝君 私は先ほど委員長に質問いたしました。質問しないと言ふが、質問しているんですよ。

それから、私は委員長に、委員長の今までの行為の中で、少なくとも私の資料要求に関しては確認されておるんです。特に確認されたのは、九月九日の中断後の再開のときにです。小川委員の質問と私は資料問題で次回に回すというんですから。以来一週間日がたちました。当然その間に資料問題について環境庁が何らかの努力をする、提出のための努力をする。あつてしかるべきです。何もやってないじゃないですか。そして、本日に至りました。先ほど小川委員はやはり資料問題で保留されました。それは認められているんですよ。私の場合も、例えば前の小川委員の保留も認められています。にもかかわらず、なぜ委員長がこういう状況のもとで質問続行を要求するんですか。それはやはりちゃんと委員長みずからが資料提出の努力をすべきですよ。それをしないで、こんな、このままで続行することできるわけじゃないじゃないですか。

私は改めて申し上げますが、当然国会として要求できることが実現していないんだから、ですから私は保留しますと、こう申し上げているんですよ。

○委員長(松尾官平君) 近藤君にお願い申し上げますが、私から先ほど来申し上げているとおりでありまして、本日の議事は理事会において決定されておりますので、それに従っていただくようお願い申し上げます。

○近藤忠孝君 理事会において決定されましたのは、それは順序は決まっていますよね。しかし、

その中で、これはこういう問題で留保せざるを得ない、これは当然認められてしかるべきじゃないですか。現に、小川委員だって認められているんだから。時間の差はありますよ。あなたと私ずつと沈黙続いたからこれは大分時間が過ぎておるけれども、これは時間外にしてほしいな、これは。なぜ同じ扱いにしないんですか。単に時間の問題じゃないんだ、留保するということは。留保せせると言うんだから。

○委員長(松尾官平君) じゃ、委員長から申し上げますが、先ほどの小川委員は、資料提出の問題については御不満もあり、質問の中でその理由もただし、別途質疑を続行されて、前段に関する分については、私の持ち時間はまだあるけれども保留させていただきますということでありまして……

○近藤忠孝君 同じじゃないですか。

○委員長(松尾官平君) あなたの場合は法案の提案者の政府側に対して一言もまだ質疑をしているとは私は受けとめていないわけです。ですから、質疑を続行してくださいとお願ひしているわけですよ。

○近藤忠孝君 だれに質問しようとはこれは自由ですよ。とりあえず私はこの委員会の開会問題で委員長に疑義があつたから委員長に質問しているんじゃないですか。時期が来ればいつだってやります、ちゃんと質問通告したんだから。ただ、時期が来ないだけの話なんです。それはやはり、例えば小川委員の留保、それは委員長認められたじゃないですか。理由はいろいろありますよね。あるけれども、ちゃんとそれは認められたんです。なぜ私のこの留保に対して——これは当然認めるべきでしょう。(当然じゃないですか)と呼ぶ者あり)当然だよ、そんなの。それはもし、そんな発言ばかり求めているとなりますと、それは委員長自身が公正な審議をしたということになります。(当然じゃないの、それは)と呼ぶ者あり)それは当然ですよ。

○委員長(松尾官平君) 先ほど来同じことを申し

上げて恐縮なんですけれども、小川委員は質問をしました。そして、質問の中で留保する部分があるからと言って終わってわけです。あなたの場合、委員長の議事運営についてはいろいろ御主張があつたけれども、それについては私は、理事会の決定どおりやってくださいとお願ひしているわけです。その資料の中身の問題、いつだれがどう言つたなどということは、過般来理事懇でも理事会でも十分話し合つていまして、あなたは既に三回も確認をしたとおっしゃつてゐるけれども、意見は皆さんの合意を得ていないわけですから、（そんなことないでしようと呼ぶ者あり）あなた出ないでいて何わかつてゐるんだ。

ですから、私は質疑をしてくださいということなんです。

○近藤忠孝君 じゃ委員長、環境庁に質問しろと言いますから質問いたします。

国会法百四条、「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。」そしてこの「求めに応じなければならぬ」というのは、内部で非公開にしようとか秘密にしようとかいうことではだめだ、それを上回るのが国会の要求だと、これはもう明らかですね。なぜ求めに応じないのか。だから、内輪じゃだめなんですよ。取り決めがあるからというのはいけません。それは明確にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員（加藤陸奥君） 先般御答弁、御報告申し上げましたとおりでございますけれども、ただいまのお話は、国会法百四条に基づく要求に対してなぜ出さないのかというお尋ねでありました。が、国会法百四条に基づく要求の場合には、この法律の規定でございますので、応じなければならぬということになっておるわけでございます。私、国会法百四条に基づく要求というふうに承つてはおりませんし、またそのような、その百四条に基づく要求とは承知いたしておりませんので、ちよつとお答えいたしかねます。

○近藤忠孝君 ただいま極めて重大な発言がありました。これは今初めてですね、そういう答弁は。今までは、内輪で、中公署として非公開確認しておつたから出せないという回答でしたが、今初めて、この要求は百四条の要求でないから出せない。百四条の要求だつたら出すということでしょう。どうですか。

○政府委員（加藤陸奥君） お尋ねが百四条によつて要求されたものだからということだつたから申し上げただけでございます。

○近藤忠孝君 いや、さっきの答弁そうじゃないですか。そうでしょう、委員長。

○委員長（松尾官平君） 発言する場合はどうぞ発言要求をなさってください。

○近藤忠孝君 今の発言は極めて大事ですよ。百四条の要求でないから出さぬということ、逆に言えば百四条の要求だつたら出すということになります。どうですか、その点。

○政府委員（加藤陸奥君） 百四条の要求に対する対応というのは、この法律並びに国家公務員法の守秘義務その他関連の規定でございますので、それらの法令に従ひまして対処すべきものというふうに考えております。

○近藤忠孝君 この発言からいきますと、委員長、これは委員長から改めてそれは出すように要求すべきじゃないでしょうか。これはあくまでも委員長の要求。委員長は委員会で決議したかといつて着き返しを國つたようです。別に委員会決議しなかつた各党派の一致した意見に基づいて委員長が発言すれば、それは委員会の要求になる、正式の要求になる、百四条の要求ですよ。今までは環境庁の答弁は、それには触れずに、ただ内輪で非公開を決めたからと、それだけだつたじゃないですか。今回改めて百四条の要求でないから出せない。これは今まで理事会、理事懇で協議してきたことと全く違ふんですよ。この答弁を前提にもう一度これは協議し直すべきですよ。どうですか。委員長が環境庁に質問しろと言つたら、してあげたらこういう結果です。これじゃと

ても質疑は進まぬ。それが留保の理由です。

○委員長（松尾官平君） 先ほど来申し上げておるのとおりでございます。ただいまの問題につきましては、後刻理事会におきまして協議いたしますから、質疑を続けてください。

○近藤忠孝君 丸谷先生のいないときに大問題が起きたんですよ。と申しますのは、環境庁が提出しない理由は、中の非公開の取り決めじゃなくて、実はこの委員会の要求が国会法百四条の要求でないから、だから応じないんだという、こういう答弁がありました。そうでしょう。百四条の要求だつたら、これは応じざるを得ないんですよ。しかし、百四条の要求でないからと、ちゃんと発言があつたんですよ。となりますと、今まで丸谷委員もいろいろ議論されてきたことが根底から崩れるんですよ。そういう答弁を前提に、それじゃどうするか、当委員会として、当然問題にすべきだと思ふんですが、これをひとつ御協議いただきたいと思ひます。

○委員長（松尾官平君） 速記をちよつととめてください。

〔速記中止〕

○委員長（松尾官平君） 速記を起こして。

○政府委員（加藤陸奥君） お答えいたします。提出できない理由につきましては、先般御報告申し上げましたとおりでございます。理由は、そののとおりでございます。（話になれへんが、そんな答弁あれへん。そんな、あんな、むちゃだよ）「ばかにするものも甚だしい」ばかにするな。国会法百四条はどんなんだという話じゃないか。何を言うところのか（と呼ぶ者あり）

○委員長（松尾官平君） 不満があつたら、ちゃんと正規発言をしてください。

○近藤忠孝君 むちゃくちゃだ、こんなもの。こんなむちゃくちゃを許すのかね。（百四条の要求と思ふないから出せないと言ふときは言うたじゃないか。何を言うところのか。重大問題だと呼ぶ者あり）

○委員長（松尾官平君） 質問者は、答弁者の答弁に不満があつたら、堂々とただしててください。（それは委員長が要求したんだから）と呼ぶ者あり）私は要求してない。（委員長要求で発言したんだから、言い直させるんやつたら、委員長が言い直させたらいい。そがあらと感じたのは委員長でしようと呼ぶ者あり）

〔速記中止〕

○委員長（松尾官平君） 速記を起こしてください。

○近藤忠孝君 質問しようがないじゃないですか。（発言する者あり）

○委員長（松尾官平君） 衝視、傍聴席から不規則発言があるようですが、そういう人には退場してもらつてください。

○近藤忠孝君 ああいう答弁がありますんで、私はその問題で質問を留保します。

委員長、私が今申し上げたことに何も応答がないだけども、どうなんですか。――委員長がこの委員会の議事をどうも放棄したような感じがするんですが、もう一度確認します、大事な問題ですから。

私の質問は、国会法百四条を読み上げて、その求めに応じなければならぬのになぜ応じなかつたのか。これに対してあなたの回答は、この百四条による要求とは思わなかつた、そうでしょう。

○政府委員（加藤陸奥君） 提出できない理由という御質問でございましたので、先般も御説明、御報告申し上げましたものを読み上げるのも要らないと存じまして、その理由の読み上げ、理由の説明を省略しただけでございまして、百四条に係るものでどうこうというのを直接御答弁する段階にもございませんでした。失礼いたしました。（さっき言つた。ちゃんとメモとつてある）と呼ぶ者あり）

○近藤忠孝君 こんないいかげんな答弁で質問で

きますか。

〔沓脱タケ子君〕「こんなね、数分前に言うたことを言わないと言うのは何ということや。国会侮辱するんか。何という態度だ。十分前に言うたことを言わないと言うのは何だい。そんなね、そんなことで審議できますか、それやったら。十分前に言ったことを覆すというのは、言わないなんて言うたもんだ」と述べ。

○近藤忠孝君 そんなことじゃ何質問してもだめだ。

〔沓脱タケ子君〕「それやったら何にも信用できないじゃないか。十分前に言うたことを言わないというやうなことをぬけぬけ言うというのは認められない。それは議事録で精査は当然だけれども。私ね、重大なことを言うと思つてちゃんと書いたんだよ、メモ書いてある。百四条の要求とは思わなからつて、人をばかにしてるとよ、あなた。それではあなた審議できぬよあなた。信用できへんやないか。言うたや言わぬで、自分の言うたことを言わぬというやうなことを平気で言うんだから」と述べ。

○沓脱タケ子君 委員長、議事進行について。委員長、議事進行について。いいですか、委員長。

○委員長（松尾官平君） 委員長は今收拾策で頭がいっぱいです。

○沓脱タケ子君 收拾策言おう思つて議事進行言つたんやが。

○委員長（松尾官平君） それでは、委員長から改めて申し上げます。

資料要求問題につきまして、先ほどから近藤委員の御発言を聞いておりますと、委員長が、こような御発言もありますので、後刻速記録を大至急調整してもらひまして、それを含めまして理事會において協議したいと思ひますので、質疑は続けてください。

○近藤忠孝君 加藤局長の答弁についてもやつて

もらわなきゃいかぬ。

○委員長（松尾官平君） 加藤局長の答弁の部分も翻訳してもらひます。

○沓脱タケ子君 議事進行です。

○委員長（松尾官平君） あなたは質疑の順序じゃないの。

○沓脱タケ子君 議事進行だから。私は加藤局長の発言を……

○委員長（松尾官平君） 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長（松尾官平君） 速記を起こして。

質疑を続行してください。

○近藤忠孝君 専門委員会の議事録、それから作業小委員会の議事録、これを私は提出要求しておりますが、いまだに出ておりません。この議事録は存在するんですか。

○政府委員（目黒克己君） 要旨と申しますか、メモをとり、要旨に基づくものについてはございいます。

○近藤忠孝君 要旨といっても、相当議事の経過は要点的に書いてあるものでしょうな。それを見れば、専門委員会あるいは作業小委員会の模様はおおよそわかる。だがどう具体的にどこまでそういう発言をしたかはそれは別としても、そういうことがわかる程度のもものは両方ともあるんでしょうな。どうですか。

○政府委員（目黒克己君） 速記録はございません。しかしながら、この議事の中のテーマ、それぞれ膨大な資料を出しておりますので、その膨大な資料に基づいて審議をしたテーマ、そういうやうなものについては、当然私も概要として持つてゐるものでございませぬ。

○近藤忠孝君 これは中央公害対策審議会議事運営規則第十二条に、「審議会、部会及び専門委員会の議事については、会議録を調整し、会議の概要を記載しておかなければならない」、この規定に基づくものと、それからもう一つは、五十年九月四日、総合部会決定、それによりますと、議事録については、「議事録」は、発言内容を精確に記

載するものとする。そのくわしさの程度は、各会議において決める。」こういうものは存在する。こう聞いてよろしいですか。

○政府委員（目黒克己君） 御指摘の審議会の運営規則に該当するものについてはございませぬ。それから、概要等についても当然あるのでございませぬ。

○近藤忠孝君 委員長、これは今まで理事会などで官房長に何度か質問したんですけれども、そういうものはないと。あるんですね。ある以上はこれはひとつ出してもらひます。これは出せませんか。

○委員長（松尾官平君） 答弁は、はっきり答弁してください。

○政府委員（目黒克己君） 申し上げておりますように、速記録に該当するやうなものにはございませぬ。その会議のときに提出いたしました資料の概要程度のものであつて、こういうことでございませぬ。

○近藤忠孝君 資料の概要だけでですか。どういふ意見が出、どんな問題が議論された、これはあるはずじゃないですか。そういうものもないと言ふんですか。単に資料のことだけ言つてられるんですか。

○政府委員（目黒克己君） 私が申し上げましたのは、先ほど来申し上げておりますように、運営規則に示してあるものはございませぬ。しかしながら、作業小委員会並びに専門委員会におきましては、複雑多岐にわたる専門的なものがございませぬ。したがひまして、その会議のたびのテーマとやうなものを主に議論をさせていただいておるのをごさいますのでそのテーマがある、こういうやうに申し上げますのでございませぬ。

○近藤忠孝君 例えば専門委員会ですと、まず鈴木委員長あいきつ、そしてどういふ問題について議論をしたか、こんなことが書いてあるんです。単に資料の問題だけじゃないでしょう。あいさつから、議事から書いてあります。

○政府委員（目黒克己君） 先ほど来申し上げてお

りますように、専門多岐にわたるものですので、例えばATSに関する議題ということになりますと、ATSに関するところが非常に大きな主題として取り上げられます。したがひまして、ATSの主題ということでその程度のことはございませぬ。しかしながら、今御発言のやうな速記録に準ずるやうなものはございませぬ。

○近藤忠孝君 だれも速記録なんか言つていませぬよ。要するに、その部会の程度に応じて書くんだから、言葉を取り違へたらつては困るんです。ですから、そういう私の指摘した程度のものでもよろしいんですが、これはやはり専門委員会の結論部分が大きくねじ曲がつたということが大事なか、これはまさしくこの法案の審議の最重要問題なんです。これは提出してください。

○政府委員（加藤陸奥君） 専門委員会の経過並びに最終結果は専門委員会報告として提出し、公表されております。

先生ただいま御指摘があり、私どもの部長から御答弁申し上げておる部分、そのお尋ねの部分、提出してくれと言われる部分は、提出できないものの中に入りますので、残念ながら提出申し上げるわけにはまいりませぬ。

○近藤忠孝君 先ほど小川委員の質問に対して総会の部分ですがね、あるいは環境保健部会でもいいけれども、限りなく事実に近いという話がありましたね。これも限りなく事実に近いもの、これは出してもらつても差し支えないでしょう。それはさつと出してもらわなきゃ困る。

○政府委員（加藤陸奥君） 提出はできません、ほかの議事録と同じでございます。

○近藤忠孝君 じゃ、限りなく事実に近いものというところでこれから答弁してもらひますな。

○政府委員（加藤陸奥君） あるものを持つておられまして、これがどうかというのが先ほどの小川先生の御質問でございまして、その資料は提出できる、できないのお答えはいたしておりませぬし、これはもう御報告申し上げましたとおり提出

できませんので、何とぞ御了解賜りたいということでお断り申し上げておるものでございます。

○近藤忠孝君 先ほどは出さぬということが前提かもしれませんが、限りなく事実に近いものという形で答弁すると、私はそれは当然専門委員会について同じもの、同じ趣旨だと、こう私は聞いておつたんですが、そう理解してよろしいんですか。

○政府委員(加藤陸奥君) 専門委員会の性格は名の通り疫学、医学等々それぞれの分野の専門家の皆さんの討議でございます。調査関係の方々も入っておられる構成になっております。それらのテーマについてATSあるいは何々調査というようになことで行われておるといことは先ほど目黒部長が御答弁申し上げたとおりでございます。それはそういう性格のものでございますので、まとまった最終はそれらの諸議論を踏まえて専門委員会の報告書としてこれは提出され公表されておりますが、それ以外のものについては提出できませんし、まあ誠意を持って内容を御理解願えるように御答弁したいと思う部分でございますけれども、これは何分にもそういう非常に専門的な部分あるいは膨大な資料というものでございまして、これを提出せよということについてはできませんし、まあそのこの部分についてどうであるかというお尋ねがありました場合にはもちろん誠意を持って御答弁したいと思っております。

○近藤忠孝君 ああいうわけのわからぬ答弁幾らやっても時間のむだですから。私は限りなく事実に近いものという事で質問しなきゃいかぬのですが、こういう状況では私は質問は留保せざるを得ない。

○政府委員(目黒克己君) 局長の答弁を補足をいたします。

ただいまの御指摘の内容につきましては、いろいろ御審議をいただくということで、私ども内容につきましてはお答えをする用意があるのでございます。(限りなく近いものを出していいと言っている。それは探していいと言ふんか。国会へ

は出さないのにとつから、出回っているやつ探していいと言ふんか。ばかにするな、国会を。何という答弁だ、それは。と呼ぶ者あり)

○近藤忠孝君 質問留保。そういう話だったでしょう。——さっきの話だと私はあともうちょっと質問して……(それはあんた、もう留保だよ。こんなばかみないなと言っている。質問できへんやないか。と呼ぶ者あり)さっきと話違うじやないの。さっきの問題も私は留保せざるを得ないと。だけれどもうちよつとやつてくれと言ふから、じやもうちよつと、もう一問で留保であると。

○委員長(松尾官平君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(松尾官平君) 速記を起してください。質疑を続行願います。

○近藤忠孝君 私は委員長求めに応じて、本来は入るべき質問じゃなかったけれども、しかし委員長が、委員長だけじゃなくて環境庁にも質問せよと言ふから質問したんですよ、二問。国会法百四条の問題と、これは具体的に専門委員会資料のかなり中身に入つて私は質問したんですよ。そして、今のような答弁だから、二つもこんな答弁出たんじゃとてもこれは質疑続行できないから留保です。そういう意味じゃ先ほどの小川委員と同じ条件です。そうでしょう。それを小川委員の留保を認めてなぜ私を認めないんですか。差別扱いじゃないですか。だから留保します。

○委員長(松尾官平君) 時間が参りましたので、(委員長おかしいぞ)と呼ぶ者あり(次の田淵君の質疑に入ります。(留保、おかしいぞ)留保もさせないという、資料も要求しないという、何ということですか、横暴だよ)おかしいじゃないですか、何で認めない、こんなめっちゃやありませんか(と呼ぶ者あり)速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(松尾官平君) 速記を起していただきます。

○丸谷金保君 議事進行について。

○委員長(松尾官平君) 議事進行について丸谷理事から発言がありますので許します。

○丸谷金保君 ただいまいろいろ議論になっていた百四四条関連の質問及び答弁、これらについて速やかに議事録の精査をして、それを当委員会に報告をしていただくことをお願いいたします。

○委員長(松尾官平君) ただいまの議事進行についての発言は、先ほど私から速記録を翻訳してという発言と同趣旨だと思っておりますので、手続をとらせていただきます。(委員長、横暴だよ)と呼ぶ者あり)

○田淵勲二君 こういう雰囲気の中でございますが、理事懇の中できょうの議事が決められておりますから、それに従つて私は資料要求で質問できない部分を除きまして質問をしていきたいと思ひます。

あらかじめ私の考え方を最初に申し上げておきますが、公健法改正のもとになっておりますいわゆる中公害害申の中にかんがりの反対意見があるわけでありまして。いわゆる大都市の大気は窒素酸化物などのためにむしろ悪化してゐるではないか、あるいは大気汚染と健康の関係が科学的には十分に立証されていない、あるいはまた、こういう状況の中であればあるほどやはり調査をもつと具体的に進めて、全面解除は時期尚早である、こういうような意見が各委員の中にかんがりのあったように私は承つております。また、地方自治体の意見も大半が反対意見あるいは慎重論、そういう集約であつたにもかかわらず、産業界の声を特に優先して改正を急がれた、こういうことについて私はまず冒頭納得がいけないということを申し上げておきたいと思ひます。

そこで環境庁は、この法案によつて個人に対する個別の補償から疾病予防、健康回復及び総合的な環境保健に関する施策への転換を図ろう、こう考へておられるようでありましても、果たしてそれが実効性が出るのか出ないのか、そういう

観点から、特に私は健康被害防止事業の財政的基盤となつておる基金構想につきましてはわからない点が余りに多いと思ひますので、この点を中心に質問をしていきたいと思つております。

まず第一に、環境庁が中心になつて行ふ政府や自治体の環境行政というものと、汚染原因者からの拠出による基金で行ふ健康被害防止事業、この違いですね、それぞれの性格あるいはそれぞれの役割分担、こういうものがどのように違ふのか、それをひとつ明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(目黒克己君) お答え申し上げます。これまで環境行政では大気汚染防止法等による規制を中心に進められてきたのでございまして、また健康被害者の保護等につきましては、公害健康被害補償法によつて既に生じた被害者に対し補償を行つてまいつたところでございまして。今回の基金の事業は、新たに健康被害の予防という観点から幅の広い施策を展開しようとするものでございまして。

それで、さらに詳しく申し上げますと、具体的に健康被害予防事業につきましては、人の健康に着目いたしました環境保健事業と、環境そのものに着目をいたしました環境改善事業というものが成るのでございまして。これは国、地方公共団体がこれまで、また現在も行つてきております健康被害防止のための一般的な対策を補完し、これをより効果的にあらしめるものとするためのものでございまして。また、現行の公害保健福祉事業等々との関連につきましても、さらにこれを引き続き行いながら、関連を持つて効率よく進めてまいりたい、このように考へておるところでございまして。

○田淵勲二君 それでは、基金に拠出をする汚染原因者、これは一体だれを具体的に指しておられるのか、また彼らに拠出をさせる法的な根拠、これはいかがですか。

○政府委員(加藤陸奥君) 基金の拠出を行う人は、改正法律案におきましては、「大気汚染の原

因となる物質を排出する施設を設置する事業者」、「大気の汚染に関連のある事業活動を行う者」ということになっておりまして、それぞれSO_x、硫黄酸化物を排出する工場、事業場及び「関連のある事業活動を行う者」の方としては自動車関係の製造者等を念頭に置いておるところでございます。

その根拠といいますか、拠出させるのは、ただいま申し上げました改正法の九十八条の二、「基金」という条項が基礎になってくるわけでございしますが、今回の改正案におきましては、その条文中で協会に基金を設ける、大気汚染の原因者等から拠出される拠出金を基金に充てるといたしております。これによりまして、大気汚染の原因者等は、その社会的責務を自覚して基金に対し拠出したたぐくこととしているものでございます。

○田淵勲二君　そういたしますと、費用負担の關係について若干お聞きしますけれども、現在賦課金が全国八千四百の事業者から納付されておるわけですが、これらとの關係で基金に拠出してもらはう事業者の範囲というものはこの法律改正で変わってくるのかどうか。あるいは、基金が賦課金の残余を積み立ててつくと聞いておるわけですが、この賦課金を納める事業者と、そして基金を拠出する事業者とは違ふのか、同じに理解してよいのか。仮に同じでないとすれば、基金の拠出に對して何らかのすそ切りが行われるということになるのですが、どのあたりで線を引かれるのか。従来と今回の改正でどう変わるのかということについてお聞きしましょう。

○政府委員(加藤陸奥君)　まず第一に、賦課金の納付者が改正によって変わるかという点でございますが、これは基本的には変わりません。

基金との関係でその次にお尋ねいただきました基金を出す人と、それから賦課金の納付義務者との関係について二番目に聞きたいだいたと思ひますが、基本的な考え方としては賦課金の納付義務者は基金に対しても拠出をしていただくということになるものでございますが、ただ、さらにお

尋ねのあった、その先のどの程度のところになるのかというような実体的な点につきましては、その具体的な方法になるわけでございますが、法改正をお認めいただけましたならば、関係者とも十分調整し定めることとするわけでございます。ただ、拠出金の徴収に当たってはそれ相応な徴収コストも配慮しなければなりませんので、この点から排出ガスの量の小さい事業者に対する配慮ということも検討事項かと考えております。

○田淵勲二君　そうすると、若干すそ切りはあるわけですね、中小企業の場合は。それはどういう程度のすそ切りになってくるのか。例えば、中小企業に限らず、今まで賦課金を納めておったところが事業をやめてしまった、そういうような変更が起きると思うんですが、その辺はいかがでしようか。

○政府委員 加藤隆美君 お尋ねになりましたような事例も含めまして、関係者と十分調整をいたしまして具体的に定めていく段階での問題になるかと、いっていただけますが、今日のくらいになるかという点についてはちよつと明確にはそれは申し上げかねるわけでございます。

○田淵勲二君 そうすると、基金は賦課金の残余を積み立ててつくるというんですがね、そもそもこういう方式にしたのはなぜですか。そういう賦課金の残余を積み立ててつくらなければならぬという方式にされたのはどういうことでそうされたのか。

それから、環境被害防止事業というのは基金の運用益で実施するわけですね。そうすると、基金が積み上がってくるまでには相当年数がかかると思うんですが、それまでの間は公費の導入ができるというようなことを聞くんですが、そういう考えは持っておられるのか、それならばそれらに

する公費導入の規模はどうなるのか、こういう点を、余り詳しくは要りませんから、ひとつ明確に答えてもらいたいと思います。

それから、基金に公費が導入されると、政府が行う環境政策いろいろありますけれども、こうい

う事業と公害健康被害補償予防協会が行う事業というものの境界がはつきりしなくなってしまうのではないかという、この公費の導入によりましてね、気がするんですが、その辺はいかがでしうか。

○政府委員（加藤陸奥君）　まず、基金が積み上がるまでの間の事業費というお話が一点ございましたが。この点につきましては、確かに基金が積み上がる当座の間はその運用益は出ないわけでございますので、それまでの間の事業については、改正法にも定めておりますが、汚染原因者等から拠出されます拠出金の一部を直接その事業費に充てて事業を行っていくということにいたしております。

それから二番目に公費、国庫のお話があつたと思ひますが、基金に対する公費の導入の問題でございませうけれども、これは所要の規模の基金を実現するために、国からも財政上の措置が講じられるよう環境庁としては関係方面と調整してまいりたいと存じております。環境庁としても、予算要求において所要の額を確保するために最大限の努力をしてまいりたいと思つております。

○政府委員(目黒克己君) 基金の問題と、それから公費との問題等々でございますが、具体的に申し上げますと、まず境界に関する部分にございましては、従来の協会がやっております業務と、それから基金の業務というものを分けるということがまずございます。

それから、現在環境庁が行っております、先ほど申し上げました保健福祉事業等の対応をやはりこれは行っておりますが、その場合には、中には先生御指摘のようにオーバーラップするものもあるのでございます。その場合には、それぞれの地方自治体においてやりやすい方法で行うわけでござ

ざいますが、具体的には従来行ってまいりました保健福祉事業は、これは認定患者という方々のためのものというところでございまして、それ以外の基金によって行いますものにつきましては、これはこれから新しく出る方々、あるいは予防的なもの

のといふことで分けて考えてまいっております。しかしながら、現実に地方自治体で実施をいたします場合には、これはそれぞれの自治体の運用によりましてやりやすい方法に相なるうかと思つてゐるところでございます。予算の流れだけはきちんと行くわけでございますけれども、実行の場合にはやりやすい方法で行う、このように考えておるところでございます。

○田淵黙二君　それでは観点を變えて聞きますと、基金の規模が五百億円、こうなっていますが、この五百億円という額は、どうして五百億円という金額になつてきたのか、その経緯をお聞きをしたしたいと思います。

それから中身をいろいろ見ますと、事業の実施

に必要な年間の費用として二十五億円の程度を想定されておりますけれども、果たしてこんな二十五億円ぐらいの予算で一体何ができるんだろとか、こういうことを、後でまたこれは追加して申し上げますが、考えているんですが、いずれにしてもその基礎になっている五百億円というのは一体どうしてお決めになったのかについてお聞かせ願います。

○政府委員(目黒克己君) 経緯につきましては、この予防事業というものを新たに起こすという、先般来申し上げております審議会等の御意見等を、体してこの予防事業を行うということに決めたわけでございます。

五百億円の基金の根拠でございますが、健康被

害予防事業というものの実施に必要な年間費用を想定しておりまして、このための基金としてその規模を五百億円を必要だというふうに考えているところでございます。

ございますけれども、一つは地方公共団体が協会の助成を受けて行う事業がございます。これにつきましては、これまで行つてまいりました同種の事業等を参考にいたしまして人口十万人当たり一千万円程度の規模のものというものを考えまし

て、対象地域内人口を約一千五百万人程度を想定いたしまして年間十五億円というふうな考えたのでございます。また協会がみずから行います研究等の事業につきましては、この種の規模の研究の例等を参考にいたしまして年間十億円程度を予定をいたしているところでございます。

今御説明申し上げましたものの事業の具体的な内容でございますけれども、これは公害健康被害補償予防協会がみずから行います研究等につきましては、一つは調査研究がございまして、それから知識の普及、研修といったようなものがあるのでございます。それから第二番目の地方公共団体等が協会の助成を受けて行いますもの、最初に御説明申し上げましたものにつきましては、計画の作成とか等々ということでございます。

○田淵勲二君 なぜ私それを聞いているかといますと、余りに金額が少ないということをお願いいたわけですね。これは四号業務、五号業務とあるんですが、例えば地方公共団体の公害健康被害予防協会の助成を受けて行う五号業務ですか、これは年間十五億円程度予想されているわけですね。

これは、今ちょっと説明されましたように、人口十万人当たり一千万円、対象地域内人口一千五百万人として算出するわけですね。これは人口十万人当たり一千万円というのはい人当たり百円ですね。そうでしょう。それは現在はどうかといますと、補償総額が年間一千万円くらいかかっていますね、今、認定患者が約十万人でありますから患者一人当たり百円に換算すると百万円前後の補償があることになっておるわけですね。環境庁は、個別の補償から総合的な環境保健施策に転換すると、あたかも現行の救済制度に取ってかわるような、肩がわりするような説明をされているんですが、一人当たりの事業規模を年間百万円から一千万分の一の百円にしようということ、これは国民は納得がいけないと思うんですよ。これはまた皆さん方は趣旨が違ふとおっしゃるかも知れぬけれども、実際に百万円かかっているやつが百円になるんですから、そしてそのしわ寄せは結局は財政難に

あえいでいる地方自治体に行くと思うんですよ。環境庁はそうでないと言いつつ切れますか、これ。その辺いかがですか。

○政府委員(目黒克己君) 先ほど来申し上げておりますものの事業の大部分は、例えば他の省庁に関連のございまして医療あるいは保健とか相談とか、そういったような他のもので行われているものにさらに私どもの予防事業の分が上乗せをするといったような形になるのでございます。したがって、例えばを挙げて恐縮でございますが、例えば相談事業ということにいたしますと、この相談事業につきましては、これは老人保健法であるとか母子保健法であるとか、いろいろなものを各地域の市町村あるいは保健所ではやっているのでございます。この事業の中でこの予防事業の例えれば相談のものをさらに追加をしていく、こういうような効率的なやり方を恐らく地方公共団体はとっていかれるのでございます。またこのためだけに新たなシステムをつくるということとは極めて困難であろうということから、私どもこのように積算をしたのでございます。

また、先ほど来の御指摘の百万円云々と申しますのは、医療費の部分とそれから年金的なものがあるわけでございますが、その辺の部分につきましては、医療費の部分等につきましては、これはまたほかの形で一般的な医療等の保健福祉、一般的な厚生福祉関係の事業の中であるのでございまして、その辺のものを勘案をいたしまして、私どもこの予防事業を行います場合に純粋に私どもも予定いたしておるものについてははばこいで行えるのではなからうか、また御指摘のこの事業のために地方の負担がないように努力してまいりたい、このように考えているところでございます。

○田淵勲二君 あなたの答弁は納得いきませんが、地方にいろいろ肩がわりさせようとしておられますけれども、長官、先日の参考人の意見聴取で京都大学の塚谷教授がここにお見えになって、長官いらっしゃいませんでしたけれども、尼崎市の例を挙げられまして、公健法の補償給付以外に

尼崎市が独自で行っている救済制度には患者一人当たり二万七千円の費用がかかっているというんですね。このような自治体の実態から見ても、これは、今いろいろ部長が言われたように、一人わずか百万円程度の助成というのはナンセンスだと私は思うんです。これはどう解釈しても助成なんという代物ではないと私は思うんですが、その辺地方自治体が非常に苦勞してこういうような事業をやっていることに比べて、国なりあるいは加害者である企業がやる、これだけの程度のことを、長官どのようにお考えですか。

○國務大臣(稲村利幸君) 今の田淵先生の御質問ですが、私どもはできる限り地方に負担をかける方向でやらなければならぬ、こういう基本的認識に立っております。

○田淵勲二君 それは全くそのとおりです。そういう基本認識に立つておられるけれども、実際はそうではないんですよ。実際はそうじゃない、気持ちはそういうふうにおありになるかも知れませんが、本末国が責任を持って行うべき環境行政をただ地方に押しつけていると言われても、これは仕方がないと思うんですよ。だから、私が言いたいのは、もう一度五百億とかいう程度のを、積算根拠というものを直していただきたい、そしてこの基金の規模そのものを適正かつ大幅なものにしてもらいたい、こういう考えを実は持っているんですが、この辺いかがでしょう。

○政府委員(加藤陸奥君) 先生のおっしゃっておられます趣旨は十分わかるわけでございますが、この中公審答申において要請されておる保健事業、予防事業というものをどうしてもまず実現しなければいけないということ、先ほど目黒部長の方からも申し上げました基金による事業を行うわけでございます。その事業は答申の御趣旨を体したものでございまして、その対象人員は、先生おっしゃってありますし、その対象人員は、先生おっしゃいましたように、大体十万人でございますから年間二十五億、そのまま割るべきかどうかは問題で

ございますけれども、一万五千という数字に割ればなるわけでございます。それが十分とはなかなか言えないかも知れませんが、大体こういうところで地方自治体に大きな迷惑をかけないで実行していけるのではないかと考えておるわけでございます。

○田淵勲二君 余り時間ありませんから深くは追及しませんが、そうすると、この対象地域内人口一千五百万、こういう対象地域というのがあるんですが、これはどういう基準で対象地域とそうでない地域を区別されたのか。それから対象地域から漏れた自治体は一体どうなるんですか。

○政府委員(目黒克己君) この予防事業の対象地域でございますが、現時点におきましては、第一種の指定地域の指定を解除されました地域、これはすべて対象とするというように考えているのでございます。

○田淵勲二君 その対象地域から漏れたところは一切関係ないのですか、四十一地域だけが対象であって。確認したい。

○政府委員(目黒克己君) 現時点ではこの第一種の四十一の指定地域すべてをというふうに考えておるのでございますが、なお答申の中には準じる地域についてはという項があるのでございまして、この項につきましては、具体的にまだどうするかということは今検討いたしているところでございます。

○田淵勲二君 次に、組織のことをお伺いしますが、そういう法改正がされますと、現行の公害健康被害補償協会、こういうものが現在ありますね、これがこれからは公害健康被害補償予防協会、こういうふうに変化してくるんですが、この組織がまだ固まっていらないように思いますが、新しい組織が、それであるにもかかわらず、従来の補償協会のままにしておいて、新たな事業計画なりあるいは費用なり、こういうものが先に決められていくというのはどういふことなのか、ちょっと納得いかないわけですね。新しい組織ができてそれが事業主体になるわけですから、それがこう

いう事業をやるのか、こういうお金でやるのかというところが決まってくるというのが大体普通一般世間のやり方だと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 今回新たに基金事業を行いますために、この協会の業務の一つとして、協会では賦課金の徴収等の業務を従来もやっていたわけでございますが、それらの事務に加えまして、新たに協会みずからの判断に基づいて健康被害予防事業等を行うというふうなことになるわけでございまして、このために業務の増大とかあるいは責任体制の強化ということを図らなければならぬのでございまして、協会の組織や体制を整備する必要があるというふうに私も考えております。

具体的には健康被害予防事業を担当いたします組織を協会内に新たに設ける予定としていただいておりますが、法改正をお認めいただければ、その関係省庁とも調整をしてみたい、このように現在考えているところでございます。

○田淵勲二君 その事業が始まるわけなんです、それはいわゆる拠出金によって行われるわけですが、それ以外にも、この拠出金というのとは別に拠出されるわけじゃなくて、逐次賦課金のついた分が年々上がつてくるわけですね。そうしますと、このようなことになりまして、やはり当分の間は年間二十五億円という事業費は計上できないと思うんですね。環境庁の提出資料によりますと、非常に盛りだくさんの事業計画があるわけですから、

(委員長退席、理事曾根田都夫君着席)

こういうそれぞれの事業というのはいくつかから始めるのか。それから、それに伴う資金が裏づけとしてどのようになされているのか、この辺いかがでしょうか。

○政府委員(加藤陸奥君) まず、この基金の事業は指定地域の解除と同時に速やかに実行に移していくべきものと考えております。

それから、積み上がりの件がございしますが、確

かに基金の運用益によって賄うことになっておりますので、それまでの間、これは何年間かの期間があるわけでございますが、この事業費確保は重要な問題でございまして、したがって、それまでの間は基金のために拠出される拠出金の一部を直接事業費に、所要額に充てていくという方法をとる考えでございまして。

○田淵勲二君 直接事業費というのは、それをもつちよつと説明してくれませんか、直接事業費というのを。

○政府委員(加藤陸奥君) 失礼しました。言葉を詰めましたのであれでございまして、事業費は、積み上がった後は基金の運用益で事業費に行くわけでございまして、ところが、この基金の積み上がり額が少なく、利益といいますが運用益が出ない間はほとんどゼロに近い数値という段階は、この基金に積むものを全部積み上げて、必要のだけ事業費に直接使つてという意味の直接事業費でございまして。

○田淵勲二君 そうすると、基金が積み上がるまでの間は拠出金を取り崩して年々の事業費に充てる、こういうことですね。これは附則十九条の三ですか、そういうことになるんですね。そうすると、いつまでたつても四百億は積み上がらないような、五百億ですか——五百億ですが、これ百億は自動車業界がまだはつきり答えていないように聞いています、その辺も含めてですが、仮に四百億としても、これはいつまでそんな基金ができるのか。五百億、五百億と言つたつて、こんなものはいつまでたつても積み上がらぬのじゃないかという気がするんですが、この関連はいかがですか。

○政府委員(加藤陸奥君) その積み上がりの期間、正確には推定はなかなか難しい問題でございまして、大まかな試算をいたしてみまして、やはり七年ぐらいの間にはでき上がるというふうに見通しております。

なお、それが関係事業者から出てくるのかねというふうなお尋ねであつたかと存じますが、これ

は関係事業者もそれだけの責務を感じて、私どもからも要請も強いたしたわけでございまして、そういう関係者内部での意思決定はされております。

○田淵勲二君 先ほどちよつと私申し上げた自動車業界の拠出の関係はどうなつていますか。

○政府委員(加藤陸奥君) 私たいたしまして関係方面のところで一緒に申し上げてまいりましたけれども、その関連の方々、これは「大気の汚染に関連のある事業活動を行う者」という方に入るグループでございまして、その方でもそういうおつもりであるというふうに承つております。

○田淵勲二君 非常にあやふやなんです、そうすると、これから公害健康被害補償予防協会と拠出する側との関係をお聞きしたいんですが、これはどういう形で担保されるのか。例えば協定を結ばれるのか、あるいは契約書を結ばれるのか、とにかくこれは強制徴収はされないわけなんですか。その点十分な担保がなされておるのかどうか、それをひとつお答え願いたいと思つております。

○政府委員(加藤陸奥君) いわゆる強制徴収という形はとつておりません。

(理事曾根田都夫君退席、委員長着席)

ただ、全くフリーというふうなものではございませんので、全く自由に拠出ではございませんで、社会的責務を明確に法律で規定されておるものでございまして、これは担保というふうなものに要するかどうか、なかなか考え方の問題でございまして、それは先ほどお答えいたしましたように、関係者の合意、申し合わせを含めて広い意味で担保しているものと思つておるわけでございまして、なお具体的な方法等につきましては今後さらに詰めてまいりたいと思つております。

○田淵勲二君 これは法律を改正しようというときに、これが一つの基礎になつて判断される場合があるわけでしょう。そうでしょう。こういうものがあるから、法律をどう判断するかというときに、まだこれから詰めますなどという、五百億が

申し合わせみたいなことであつて、これからゆつくり相談しようなんということじゃ、そんなもの私に提出したつて意味ないじゃないか。

○政府委員(加藤陸奥君) 私言葉が足りなかったと思いますが、詰めていくというのには、まず基金ができるという点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、その拠出に当たられる関係者の合意、申し合わせ、これが明確に行われておるわけでございまして、それから、先生が具体的な担保のお話をおつしやいましたので、それは具体的な徴収手順の話になるものでございまして、さらに詰めてまいりますと申し上げたわけでございまして、それを確実にするための措置といふのは、これは必要に応じて十分講じられますことをお答え申し上げておるわけでございまして。

○田淵勲二君 局長が保証して安心するわけにはこれはいかぬわけで、少なくともこういうものを我々に示す前には協定するとか契約するとかという、予防協会と拠出する側と、言うてみりやほとんど強制というか、強制という言い方はおかしいかもわからぬが、協定した以上はその両方に責任があるわけで、そういうもので集めということにしないや、こんなのは不安でしょうがないじゃないですか。その辺は大丈夫ですか。これは大臣にひとつ明確に答えてもらいたい。

○国務大臣(稲村利幸君) この公健法を改正するに当たりまして、私もその点を自分なりに慎重に検討した結果大丈夫だと、こう思ひます。

○田淵勲二君 それでは一つだけ時間がありませんで、大事なことを聞いておきたいんですが、この四号業務の中に調査研究という事業内容がありまして、大気汚染による健康被害の予防に関する調査研究というのがあるんですね。これは非常に大事な問題だと思ふんですが、これはどういう内容、どこで何年間かけて、どれぐらいの費用でやりになるのかどうか、この辺いかがですか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘の点につきまして

では、現在二通りの研究が行われているのでございます。一つは、四号業務として協会自体が行う基金に基づくものでございます。それからもう一つは、私も一般会計の中で環境庁がやっておりますものの中に御指摘のようなものも含まれてい

るのでございます。しかしながら、今後はこの基金の業務の中で、先ほど四号業務で約十億というふうに申し上げたのでございますけれども、この四号業務に基づきます十億の中で各地方自治体の御協力を得ながら実施してまいりたい、このように考えているのでございます。

それから、時期でございすけれども、一つは、大都市にかかわる云々ということで先般来御説明申し上げました一つの調査等につきましては、おおよそ五年ぐらゐをめぐって考えているところでございます。

それから、その他の沿道等にかかわります調査研究等につきましては、これは実際問題といたしまして方法論等はまだ今詰めているところでございまして、六十二年予算でも現在鋭意詰めておるところでございまして、できるだけ早くやってみたい、このように思っているものでございす。また、特にそのほかにリハビリテーションの手法とか、あるいは治療方法等々細かなテーマにつきましては、それなりの中で研究を実施いたしておるのでございます。

○田淵勲二君 長官にちよつと確認をしておきたいんですが、非常に心配することは、こうした調査研究をされることはいんですが、これは言うてみれば汚染者が出す金ですね、汚染の原因者が出してくる金なんです。それが環境行政の責任を担う環境庁以外の機関が行うという調査研究になると思ふんですね、これは、予防協会です。それから、もう早くも経団連の方でも、金の使ひ方については今度はこちらからも少し発言をさせてもらいたいというように公言をしておられるわけですが、こういうようなひもつきの調査研究ということに対して、私は問題が多い

んじゃないか。だから、こういう環境行政の根幹を混乱させるようなことをやるのは、環境行政みずからの自己否定じゃないかと私は思ふんですが、その辺のところをひとつ長官から所信をお答えを願いたいと思ひます。

○国務大臣(稲村利幸君) 先生御指摘の点につきまして、この健康予防ということは本当に大切なことでございすので、この事業を行うに際しまして、環境庁の指導監督のもとに公害健康被害補償予防協会が実施することになることはこれはもう間違いないと思ひます。その際にはあくまで公害による健康被害を予防し、国民の健康を確保するという基本的な立場に立つて公正に実施してまいりたい。金を出すから口を出すというようなことはない方向でしっかりと進めたいと思ひております。

○田淵勲二君 時間がありませんので、今度は観点を交えて道路沿道の調査関係について質問をいたします。

専門委員会報告では、「我が国の最近の大気汚染は、二酸化窒素と大気中粒子状物質が特に注目される汚染物質であると考えられる。」と、こういうふうな指摘をしております。また、道路周辺では他と比較して二酸化窒素の濃度が非常に高いと、こういうふうに専門委員会でも報告があるわけですから、先般当委員会が板橋区の大和陸橋ですか、ここで現地調査を行ったわけでありまして、けれども、ここでも大変な状況になっておるといふことは、参加された方々みな等しく考えたことだと思ふのですが、環境庁は、この法案審議の過程で、道路沿道を中心として大気汚染と気管支ぜんそく患者との間の因果関係を究明するための調査を行うことを約束をしたと、このように言われておられるわけですが、その事実関係並びに調査の具体的な実施計画、こういうものをひとつぜひこの場で明示をお願いしたいと思います。

○政府委員(目黒克己君) 先ほどお答え申し上げました研究調査の概要の中に一部重複をいたしますが、まず第一点のこの沿道の調査にかかわりま

すものの内容あるいはそのスケジュールという点でございす。

この点につきましては、六十二年からパイロット調査を始めていこうでございす。そしてその具体的な内容でございすけれども、まず対象地域を二地域程度選びまして、六十二年及び六十三年度につきましては、幹線道路の沿道の住民の生活行動様式等々を実施をいたしまして、大気汚染物質の暴露に対します自動車排気ガスの影響等を評価するといったような趣旨の内容で、今デザインを専門の先生方におつくりをいただいているところでございす。

調査は各シーズンにわたつて行うというようにございまして、できるだけ早くこの面については結論を出していただきたい、このように考えているのでございす。ちなみに六十二年の予算は二千七百万ほどを計上いたしておるのでございす。

それから、先ほど先生の第二番目にお話のありました、大都市におきまます気管支ぜんそく等に関する研究調査でございすが、これにつきましましては、おおよそこの呼吸機能に關します医学的な諸検査とか問診とか保健指導とか、あるいは居住環境といったような調査もいたしまして、研究の実施期間をおおむね五年でいたしたいと、先ほど申し上げたものでございす。そして、地方自治体等の意見を参照いたしまして、この具体的な実施方法等をこれから検討してまいりたい、このように考えておるのでございす。あくまでもこの事業の主体は地方自治体の協力を得て基金事業として行いたい、このようなことで、現在その方向で進めていきたい、こう思っているところでございす。

○田淵勲二君 そういう道路沿道の局地的な汚染というの非常に深刻になってきておられるわけですが、けれども、そういう調査の結果に基づいて、当然NO_xを中心とした環境基準なり指標が設定をされると思うんですね。これに基づいて、ぜひこの公害の再指定問題も含めて検討をされるべきでは

ないかと私は思うのですけれども、こういう調査の結果によつてどうしてもその地域を再指定をして考えるというような考えが起きてくるのは当然だと思ふのですが、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(目黒克己君) この調査につきましましては、大変各方面より御関心のあるものでございまして、先ほど来申し上げましたようなデザインをもとにいたしまして、結果が出た場合に、その結果が出ました時点で大気の状態等々を勘案をいたしまして、万が一非常に適切な処置が必要だ、あるいは先生の御指摘のような再指定のような問題が必要だといったような、万が一そのような事態に立ち至れば、その時点におきまして適切な対応をとるつもりでございす。

○田淵勲二君 委員会の審議のたびに、常にそうだと思うのですが、適正に、早急にというお答えがいつもあつたのですけれども、こうした問題は何か今に始まつたことじゃなくて、この間の参考人の山本新橋区長ですか、あの人もおっしゃつていましたように、総合的な調査を行つて、NO_xを中心とした複合汚染対策を早く講じられたいと、こういうことが要望されておつたと思うのですね。そういうNO_xの調査というふうなものも早くから言われておられるわけですが、いまだに解明されてない。今も言われたように、早急にできるだけやりましたとおつしやつていますけれども、なかなかそれがいつになることやらよくわからないわけですが、そういうことについてはひとつ早急に、本当に早急に対策を立ててもらいたい、こういうふうに思ひます。

そして、SO_x、NO_x及び粒子状物質、いわゆる複合汚染、これが今非常に深刻になっていふと思ふんですね。そういう調査研究、こういうものをぜひ早く手がけてもらいたい、複合汚染対策というやつについて、これを私は強く念願しているんですが、その辺のところは国立公害研究所などを中心に調査しておられると思ふのですけれども、その経過について、今時間がありませんから、

簡単でいいですから若干お答え願いたいと思います。

○政府委員(長谷川慧重君) お答えいたします。

先生のお話にございましたように、現在の大气の中には硫酸酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等汚染物質がいろいろ含まれているわけですが、そういうものにつきましては、一応私も環境庁といたしましては、それぞれの物質の評価をやりながら環境基準を定めて、その環境基準を達成するためにいろいろな努力をいたしてやるということでございます。

そういうことで、現実の問題といたしましては NO_2 ——二酸化窒素、それから浮遊粒子状物質につきましては環境基準がなかなか達成できないという状況でございますので、そういう面での努力をいろいろやっているとありますが、いわゆる行政的な努力といたしましては、単体規制なりあるいは交通量の抑制、固定発生源の対策というのをやっておりますが、そういうわけで、それにあわせて、先生のお話にございましたように、国立公害研究所におきまして、例えば道路構造を變えることによりましてそういう窒素酸化物をどのように減らすことができるのか等、そういうような研究もやっておりますし、それからまた、御案内の大和町陸橋のあたりにつきましてはモデルをつくりまして、どういう形のものにすればその地域の複合汚染といえますか、 NO_x が減るようなことになるのかというような調査研究をやっておりますというところで、かなりのところでいろいろな分野の調査研究を進めているところでございます。私もこれからそういう面での調査研究をいろいろ進めながら、あわせて対策の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○田淵勲二君 時間が迫ってきましたので、結論になりますが、本制度改正に至る論拠の一つに、いわゆる工業都市地域を中心とした二酸化硫黄の濃度が減少した、そして環境基準が達せられたか

らということになって、こうなってきたと思うんですね、この改正は。それは、裏返してみますと、こういう公害たれ流しの補償措置ということで、各企業が毎年七百億から八百億か、公害の原因を出している企業からそれらのものが拠出をされておった。だから、企業としても非常な企業努力をやった、そういう公害を出さないようにやろうという、こういう歯どめががっちりかかっておったと思うんです、今までは。

ところが、これからこういう法改正になりますと、こういう歯どめがとれちゃったわけで、もうそういう企業努力なども余り必要としない、これからの新しい患者は認定しないことになるんですから。今までの患者はほとんど見ましょ。そういう企業努力が私は非常におそろしくなるということ、これを非常に心配するんですが、この辺のところは、長官、いかがでしょうか。私は非常にそれを心配しているんですが、そういう心配はないと言いつけるかどうか。

○政府委員(長谷川慧重君) 長官がお答えになる前に事務的な話で御説明しておきたいと思っております。

先生お話の中にございましたように、今の SO_2 に対しては賦課金によりましてチャージといいますが、責務が企業にあるわけでございますが、大防法の関係におきましては、 SO_2 につきましては、それぞれの工場に排出に対する規制を加えてございます。それから地域におきましては、その地域全体の総量規制という形で濃度なり量なりの規制をやっているわけでございます。そういう大防法によりまして各工場、地域に対する規制といえますものが非常に効果がございまして SO_2 が非常に減っておりますというぐあいに私も理解いたしております。先生のお話にございましたように、公健康法に基づきます賦課の問題も全然なかったとは申しませんが、私も私どもは大防法の規制のもとにかなり効果があつたと。それは技術の進歩等もございましたけれども、大防法の規制のもとにおきまして各工場が努力をやっていただ

まして、現在のように非常に SO_2 につきまして環境が改善されておるといふぐあいに理解いたしておりますので、公健康法の今後とは別にいたしまして、今後とも私も大防法のもとに各種の規制はきちんと守つてまいりまして SO_2 に關します基準はきちんと守つていきたいというぐあいに考えているところでございます。

○田淵勲二君 長官に重ねてもう一問ありますから。ここに、先週の日曜日の朝日新聞の朝刊に「水島コンビナート・ルポ」というのがありました。これは「闇に消える隠れ公害患者」というタイトルがついて、長官もお読みになつていらっしゃると思いますが、これはいわゆる公害企業の社員であるために配転や首切りを恐れて認定申請をしない社員がいるということも書いてあります。それから、認定を受けてもなかなか口に出せないで、仲間でさへひた隠しにしておる。あるいはまた患者の認定が打ち切られそうになつていて今でも認定申請をためらつていてという人が多数存在しておると、こういうことをルポしているわけですね。

この法案が成立すると、今後認定申請をしようとしていてる患者であるとか、それから、現在どうしようかなと非常に悩んでいる患者などの救済手段がびたつとここで切れてしまうんですね。こういう現実を長官としてはどのように今判断をされておるのか。確かに四十年代に比べて工場から出る硫酸酸化物の濃度は、今も局長言われたように、減少傾向だと言われております。そして、私も今の制度の何らかの見直しは必要かもしれせんし、見直しは。しかし、衆参両院の審議を通じてすべての人が指摘しておるとおり、硫酸酸化物による汚染の改善だけに着目をして一気にこの制度を廃止する、これに等しい制度改正をやろうとするんですね。これは私は非常に無謀じゃないかと思うんです。なぜ制度の現実に見合った改善策がとれないのか。一挙に指定地域をなくしてしまつたり、新しい患者の認定を打ち切つてしまつたり、

こういう一挙にいつてしまふんじやなくて、そういう改善、改良というやうなものがなぜ考えられなかったのか。時間がありませんから今なかなか言えませんが、四十一指定地域の全廃ではない、調査をした上で逐次地域を減らしていくとかあるいは新たにまた拡大するとか、これは調査の結果ですね、そういうやうなことがなぜとれなかったのかということですね。私は非常にこういうやり方に対して納得がいかないわけです。だから、本来公害患者に対する血の通つた施策をとるべき環境庁が、この点の配慮を怠つておるやうに私は思ふてならないわけですが、そういう私の考えについて間違つておるのか、私の考えが余りに間違つておるのか、間違つておれば指摘してもらつていいと思いますが、私は今申し上げたやうな考え方を持つてこの法案審議に臨んでおるんですが、その点についてひとつ長官から明確にお考えを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(稲村利幸君) この改正が早急に過ぎるという御指摘は、田淵先生を含めていろいろ見識のある皆さんから御指摘をいただいておりますのでございすが、まあここ三年にわたつてせっかく中公審の御意見、いろいろ審議をいただいたの答申を受けまして、この際割り切りというのか、この辺で個人に対するより地域、予防というものに重点を置いてやつていくのではないかと。私も先生方の御理解をいただきこの法案を今こうして改正することがベターである、ベストとは言えないがベターである、こういうふうに考えまして改正をお願いしているところでございます。御理解をいただけたらありがたいと思ひます。

○田淵勲二君 それは長官の言われたことには一々納得できませんが、私は地域をもう一度個々にひとつ調査をしてもらつて、そして自治体の意見も十分聞いてもらつて、そしてこの法案をもう一度提出をし直してもらつて、こういうことを私は長官に強く要望して質問を終わります。

○高桑栄松君 私は、最初に大気汚染の慢性影響という点について私の質問と意見を述べまして

いただきたいと思ひます。

中公審の専門委員会報告の第五章「おわりに」というところの最初の項目のところに、窒素酸化物の第一義的侵襲部位は気道末梢部であるということ、もうこれは動物実験でも明らかだと、こう書いてあります。このことは、将来ともに慢性閉塞性肺疾患の自然史にどういふ影響を及ぼすのか検討をしなければならぬという非常に大事な指摘があるんです。これは前にも私がお話ししたと思いますが、窒素酸化物と硫酸酸化物の違いというのは、硫酸酸化物は水に溶けやすいので、比較的口の入り口で溶けて腐食作用というのか、影響を与える。窒素酸化物は余り溶けにくいものだから奥まで入ってしまう。それで末梢部ということになるので、大気呼吸器系の奥の方に影響を与えるということをは言っているわけですね。それで、私は慢性影響というものは、もちろん亜硫酸ガスは何もないというんじゃない、亜硫酸ガスを含めて、それから浮遊粒子状物質を含めてやっぱり完全にゼロになっているところか、NO_xそれからSPM等は基準値をむしろ上回っている部分もあるということ、私はこれから特に問題になるのは、もちろん今までのような気管支影響だけではなくて、慢性影響に重点を置く必要があるんじゃないかと思うんです。これ平たく言えば肺がんなんですけれどもね。

また一説には、これは鈴木武夫さんのNO₂訴訟の証言にも出てきているんですが、私はこの文献を読んでいないので定かではありませんけれども、芳香族炭化水素が空気中で発がん物質に変わるのには空气中に窒素酸化物の存在が一つの条件になると。あれば発がん物質に変わりやすいというところが出てくるわけですね。それから、芳香族炭化水素という中にも既に発がん物質も当然入っているわけで、そういうのが末梢に、特に気道末梢部に入っていくとなると、やはり将来ともに発がん性変化が起きるかどうか、そういう影響があるかどうかというのは非常に重要なポイントになると思うんですが、これについてはどうお考えにな

っているでしょうか、あるいは将来どういふふうに対応しようとしておられるか、お考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(長谷川慧重君) お答えいたします。先生がお尋ねの大気と発がんとの関連につきましては、先生のお話の中にもございましたが、非常に難しいいろいろな問題もございまして、因果関係を究明するというわけにもなかなかまいらない。いろいろな関連因子等もございまして、調査等はいろいろ行われているわけですが、調査等在のところはつきりした関連性といえますか、因果関係と申しますか、そういうものがあるというように報告は承知いたしてないところがございますが、いづれにしましても、この大気中に存在します発がん物質から人の健康を守るといふことは極めて重要なことであるわけでございます。

環境庁におきましては、従来から環境大気中に存在いたします発がん物質に着目いたしまして、お話にございました多環芳香族炭化水素あるいはアスベスト等大気中の発がん物質に関連する文献レビューを行ひまして、これらのいろいろな物質にかかわります知見を収集整理いたしますとともに、そういう整理をいたしましてそれぞれのレビューといひますか、そういうものを取りまとめて関係の専門の方々に配りいたしていただいております。また、これとあわせて五十七年度以降に大気汚染と肺がんとの関係を少し長期的に調べてみようというふうなことの目的のために、大気汚染状況が異なります地域につきまして地域を設定いたしまして、毎年大気汚染状況の把握と肺がん死亡の動向等を調査することを行っております。五十八年から三十九年かけてそれぞれ地域を設定いたしまして、五年ぐらゐ長期に追つかけてその地域の汚染状況と肺がんの発生状況と申しますか、そういうものについて調査をやつてまいりたいというふうなことを現在やつていこうと思ひます。また、ディーゼル排出ガスの長期吸入暴露により発がん実験、あるいは環境大気中の粉じんの変異原性調査

手法の開発など、発がんに着目いたしましたいろいろな調査を実施いたしていただいております。今後ともこれらの調査を進める等によりまして取り組んでまいりたいというぐあいに考えております。

○高桑栄松君 大気汚染と肺がんとの関連についての文献を、これから発表されるのかもしれないんですが、御紹介いたしますと、千葉県のがんセンターの調査が今度の癌学会、今開かれていますね、あそこには発表されるというの、サマリが載つていました。これを見ますと、大気汚染と肺がんとの関係は、「製造業事業所数」と書いてあります。それが、粒子状の浮遊物質、それとNO_xの濃度などとの間に相関があったと書いてあるんです。それから労働環境よりも居住環境に相関があると。今度発表すると書いてあります。ですから、きのうかきようかやっていますよね、それに発表されるんだらうと思ひます。

それで、これはやっぱり非常に重要なことは、私は特に行政なんかの場合には現実に住民に非常に関係が深いわけだから、予測といふことは必要だと思ひつていられるんです。未来予測ですね。現状だけではなくて未来を予測して、未来にどうなるんだらうかという予測が必要だと思ひます。その予測で言いますと、発がん物質があることは既に発がんの可能性が否定できなくなってくるわけですね。量が非常に少ないけれども、これはあります。が、がんの場合は、御承知のように、ワン・ヒット・セオリーといふか、一遍ちよつとでもがん化すると、それは残つていくわけだ、ただ、いわゆるがんとして体を侵していかどうかは別として、ですから、そういう意味で発がん物質があるとか、あるいはそれがNO_xによつて発がん物質化されていくという過程が実験的にでも明らかになれば、これは未来予測として我々は持つていなければだめだと思ひます。

私の経験を申し上げますと、私がアメリカへ留学したのは一九五四年、五年で非常に昔です。しかし、そのときにジョンズ・ホプキンス大学のア

ンナ・ベジャーという方が大学院の講義をしていました。この人は六価クロムのがんの実験をやつておりまして、四年間やつて、私が行ったときに実験室を見せてくれたんです。私はこのドクタイ・アンナ・ベジャーという人は非常に偉いと思う。四年間実験をして、ついに六価クロムでがんがでるというのを確認したと言つていました。マイナスのデータです。四年間やつた。偉い人だな。出たというならだれでも喜んで言います。出ないといふことをついに言ひ出したと言ひました。今どうでしょう。六価クロムのがんはだれでも認めているわけですね。ですから、四年間の実験で出なくても、がんといふものは二十年後ぐらいはなわけだ。ですから、これはやっぱり未来予測が必要だといふのはそこなんです。このアンナ・ベジャーという人は日本の六価クロムがんの訴訟のときにアメリカからやつてきました。

つい数年前です。私もお会いしました。女性の学者ですね。私がお会いしたときは三十年前で大変美人でございましたが、三十年後会つても大変美人でございました。この方は今六価クロムがんのもう世界の第一人者です。六価クロムががんの原因であるという証言にきているんですよ。それから、今御承知のアスベスト。私が助教授をしていた北大の衛生学教室で私の教室員にプロフェッサーがテーマで出してアスベスト肺の実験をさせていました。がんはそのとき考えていない。私は助教授ですから指導者でした。アスベスト肺と言つていたんです。アスベストジョスですね。今はがんですよね。ですから、がんといふことは実験的にまだ証明されていないからいふことはいいけないんです。これ、私はそう思う。これは未来予測といふのがなければもうだめですね。だから、急性中毒ではないんだから、慢性影響はやっぱり文献をあさつていただく努力、それから実際に疫学的な調査。五年とおつしやつたけれども、だめですよ、そんなものががんにならな

いといふのは。アンナ・ベジャーさんの実験で出てきている。PPPといふのは御承知ですね。

ポリューター・ペイズ・プリンシプル、汚染者支払い負担の原則です。そのPは、行政指導を誤りますと、最初のPはポリティシアンの方になるわけだ、ポリティシアン・ペイズ・プリンシプル。大学の教授が間違つたらプロフェッサー・ペイズ・プリンシプルだと、僕はそう主張したものです。だから、大学の教授も間違つてはいけないと思うんです。それで私は今論理的に申し上げたんです。

空気中にはディーゼルの排気ガスはNO_xだけではない、発がん物質があります。間違いないあります。それから、今のそういったものが存在してNO_xがあれば発がん性物質ができるという可能性はあるように。そういったものと、私はこれはその未来予測に立つてやっぱ慎重な、それからデザインが大事ですよ、実験調査のデザインが。先ほど来田委員が研究調査のことを盛んに言われたんで細かいことは今省略いたしますけれども、私は調査研究でデザインというのが非常に大事だと思つて。この間塚谷参考人が来られての話で、環境庁のおやりになった調査はデザインに非常に不備がある。あれから結論を導くことはできないような言い方をされた。ですから、デザインというのは非常に大事なんです。比較研究をするときに、その差がはつきり出そうもないときに、出るための条件というのいろいろセツトしなければだめなわけだ。ですから、そのためのお金というのは要すると思つて。後で長官に研究費のお話はまた別に質問をさせていただきます。ですから、塚谷参考人もこの間おいでになつたときに私が聞いた、肺がんのことが一番これから重要なテーマではないかと思つていました。私はその意味で、やっぱ現在の現状の対策はそれで非常に大事です。しかし、肺がんに関してはもつと力を入れてもらいたい。そしてポリティシアン・ペイズ・プリンシプルと言われないうちにやっぱやつてもいい。その意味でやっぱディーゼルエンジンの対策とか、それからNO_x対策を急がねばならぬのだと思つて。す。

そういうことが私が申し上げたいと思つたことなので、今アスベストが出ちゃったんですが、アスベストというのは環境庁関係ないんですかね、アスベスト肺がんは、どうなんですか。○政府委員(長谷川繁重君) アスベストにつきましては、環境庁は五十六年から三方計画で立地特性別の環境濃度の測定、流通経路調査等各種の調査を実施いたしております。その結果をプロフェッサーと申しますか、学識経験者の方々と構成員といたしましてアスベスト発生源対策検討会というところにおきまして御審議をいただきましたわけでございますが、その結果といたしましては、現状では一般環境におきましてリスクは少ないが、未然防止の観点からアスベストの環境大気中への抑制が必要であるとともに、その環境蓄積性にかんがみまして長期的なモニタリングを継続することが必要であるというようなお答えをいただいているわけでございます。

これを受けまして環境庁といたしましては、十年の二月に関係各省庁、地方公共団体、業界に對しましてアスベストの環境大気中への排出の抑制等について要請を行いますとともに、六十年におきまして全国的なモニタリング調査を実施いたしたところでございます。その結果は、五十八年と同様に、一般環境におきましてリスクは少ないと判断いたしましたところでございますが、しかしながら、この六十年の調査におきましては、アスベストの製品製造工場等発生源周辺におきまして一部で他と比較いたしまして高い値も散見されましたことから、本年三月にまた関係省庁、地方公共団体、業界に對しまして排出抑制について要請いたしますとともに、本年度におきまして発生源周辺におきましてより詳細な調査を行つてまいりたいということで現在作業を進めておるところでございます。今後この調査結果や大気中のアスベスト濃度のモニタリング結果等も踏まえまして、またいろいろ文獻、専門の先生方の御意見も聞きながら必要な対策を講じてまいりたいというぐあいに考えております。

○高桑栄松君 今のアスベストのことでもよく思い出したんですが、これは朝日新聞の投書欄、論壇のところだったと今思つておられるんですけれども、日本のアスベスト処理ですね、例えば壁かなんかのをはがすとか、これが非常に不備だと言つていますね。言つておられるんです。はがすだけじゃなくて、逆に言えばまず固めておいて取るとか、何か非常にアメリカなんかではもう細かい指示をしているそうですね。それほどうちの細いアスベスト肺がんについて非常に恐れているんだと思つて。またアスベストは、御承知のように、とんがっているもので入っちゃたら取れませんが、だから非常にこれ困るんで、やっぱ早急にこれに對してやっぱ技術的な意味でのガイドラインをちゃんとつくらぬといかないんじゃないかなど、私はそんなふうに思いました。

その次に、先ほど田淵委員もいろいろ御質問になられました。健康被害予防事業というところで、特に保健事業という健康に關したところで予算規模の話が出ておまして、一人百円で何ができるかと、なるほどジュース一缶で終わるということでございますが、何を一期期待しておられるんでしようか、保健事業によつてですよ、それによつて伺いたいんです。○政府委員(目黒克己君) 保健事業につきましては、先ほど来申し上げております一つは調査研究、それからもう一つは調査研究、研修等がございますが、具体的に地方公共団体にお願ひします保健事業の中身では、具体的なものを例を申し上げますと、一つは、医師とか保健婦等により呼吸器疾患にかかわる相談とか指導というものが一つございます。これはどういう医療機関へ行つたらいいのかというのから始まりまして、自分の状況からいろいろの保健指導、相談に乗つてあげるということでございます。それから二番目は健康診査でございますが、これは特に乳児を対象に問診等による病気が発病するのを予防するための指導を行いたい。これはいろいろの乳幼児の対策が行われているわけござ

いますけれども、乳幼児のいろいろな三歳児健診等々といったようなものとセツトにいたしました。この中で問診等を行つてまいりたい、あるいはまた検査等もしてまいりたい、このように考えているところでございます。

それから四番目が機能訓練でございますが、これは既存の患者、今の認定患者の方々に保健福祉事業としてやつておられるものとほぼ同じものでございまして、やはりこれは水泳とか音楽教室とかせんそくキャンプといったようなものをするのでございまして。このほかに呼吸器外来等の整備ということで医療の充実を図つてまいりたいということ、医療機器とかあるいは若干の施設整備的なものがある程度大きな規模の病院にお願ひをしたいと思います。このように思つておるところでございます。

また、先ほど申し上げました相談とかあるいは健診とかいうものにかかわります費用とかあるいは設備等につきましては私ども助成をしてまいりたい、このように思つておるところでございます。また、具体的な問題になります。先ほどの水泳訓練等になりますと、温水プールの建設とか、そういうふうなものもこの助成の中でやつてまいりたい、このように考えているのでございます。ただ、基本といたしましては、各地方自治体

がこれらのメニューに基づきましてそれぞれの実情に應じてあるいは体制に應じてこれをやりたいというふうなことを御相談いただき、その協議の上で実施してまいりたい、このように考えているところでございます。○高桑栄松君 私伺いたしたかったのは、一つは、大変立派な項目がずらりと並んでおりまして本当にやれるんだらうかと思つたわけなんです。それで例えば温泉プールの建設とおっしゃつたんですが、何か聞くところによりますと、一つつくと上物だけで五億ぐらいかかる。そうすると、東京のように土地の高いところで土地を買つてなるといったら大変な代金がかかりますし、これは多分建設と書いてあるけれどもお借りするとい

う、しかも毎日借りるんじやなくて時間借りでもしない間に合わないんじやないのかと思つたりして聞いておつたんですけれども、一つ例を挙げて伺いたいのは、ぜんそくに対してはどういうふうにやりますか、ぜんそくに対する対策。

○政府委員(目黒克己君) まず例としてぜんそくの問題でございませうけれども、健康診査をいたしまして、まず例えば母親あるいは子供、母子一緒に回つていろいろ診査をし、健康を、子の体質とかあるいは母親がぜんそくの傾向があるとか、あるいはきょうだいにあったりとか、いろいろものの経歴の中から、この子供に対してはどのような指導をしたらいいかといったようなことを具体的に現在もやつてゐるわけでございませうけれども、そういうものについてさらに新規の方々についてもやつてまいりたいと、このように思つてゐるのでございませう。

それからまた、先ほどお尋ねのプールの問題でございませうが、一般的にこのプール、水泳訓練等々というのはぜんそくに非常にいい、効果があるというように言われておるのでございませう。これにつきましても、御指摘のように、やはりプールを直接つくるということについては大きな問題があるわけでございませうけれども、やはり既存のプールの中であるいは全天候のものにするとか、あるいは全天候のものの中でも特にぜんそく患者さんのためのいろんなし器具とか設備が必要であるならば、それをさらに配慮していくとかといったようなことを含めましてかなり弾力的なことを考へてゐるのでございませう。なお、この辺の施設整備につきましても、地方公共団体等の地方自治体の意向もあらうと思ひますし、また単年度でやるかどうか等々いろんな問題があるうかと思ひます。

それから医療機関につきましても、これはぜんそく外来と、一口に言えば、そのような専門的な外来をもう少し充実してまいりたいと、このように考へてゐるのでございまして、このような外来をさらに充実し研究等を続けることによりまして

体制を整備してまいりたい。特にこの専門外来につきましても、小児科が中心にならうかとも思ひますけれども、いろいろ器具等々いろいろございまして、例えばどの病院でもというわけにはまいりませんで、やはりある一定規模の設備を備えた病院が一定の専門外来をやる。そうすると、大きな規模の病院が一つのことをやれば、かなりマンパワー等の上でも余裕がある。そういうような中でもつてこのぜんそく対策をしてまいりたい、これは一例でございませうけれども、そういうようなものを考へてゐるのでございませう。

○高桑栄松君 例えぜんそくのアレルゲンの同定みたいなこともちよつとサンプルに載つていますね。だから、そういうアレルギー科でも必要な意味でこういう事業をするというふうに私は受けとめて聞いておつたわけですが、この恩恵をこうむるのは四十一地域だけになりますか、それともそれ以外でも自由であるか、恩恵をこうむられるのだらうか、その場合に手続はどうなるのだらうかと思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(目黒克己君) これは予防事業の中の物によりまして非常に広域的なものもあるれば、非常に地域の限定されたものもあるうかと思ひます。先ほど当委員会でお答え申し上げましたように、この予防事業については原則といたしまして私ども現在の四十一の指定地域を考へてゐるのでございませう。解除した指定地域を考へてゐるのでございませう。この指定地域ごとに、例えば非常に公的な医療機関等大きなものがございませうと、その公的な医療機関は恐らくはその指定地域の方々のみならず、その外部の方々も来ているのでありましようから、そういう面から申し上げるれば、医療機関については若干広域的な対応にならうかと思ひます。

それから、相談とか健診ということになりますと、比較的地域を限定をいたしまして、そして四十一指定地域の方々の中で希望者に対して健診あ

るいは相談事業等をやつていく。例えば、あるAという市の三歳児健診の中で、それが指定地域に入つておられますれば、その中にアレルギーに関するいろいろな健診とか相談とかを重点的にやつていくということと、その三歳児健診に来られる地区の方々は指定地域に限るといったようなぐあいだ、物によつて指定地域が限定される、あるいは広域的になる、二通りございませうけれども、原則は四十一の指定地域に限るといふふうに考へてゐるのでございませう。

なお、先ほどお答え申し上げましたように、準ずる地域についてどうだという御質問があつたのでございませうが、その点につきましてもは現在検討をさせていたゞいてゐるところでございませう。

○高桑栄松君 環境庁は自分の出先の保健所のよなものを持つていないわけだ。三歳児健診などということになる、保健所あたりが大部分委託先になるのかと思ふんですが、そういうときは保健所にそれだけの費用を回すということですか。どういうことになるんでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 恐らくは多くの市は、政令市が多いわけですが、市や区におきましてはそれぞれ市立あるいは区立の保健所等を持つておられます、市が独自に保健所と保健婦さんを持つて実際の健診業務を行つておられます。そのような健診業務の中で一緒に上乗せをして行つていくということにならうかと思ひます。そうすると、厳密に申し上げますと、上乗せ分はどうするんだという問題が当然出てまいります。そういったしますと、それはこれから一時間当たり幾らという計算になるのかどうかはさておきまして、具体的にそのオーバーした分について私どもはこの基金事業の中でそれを補てんしてまいりたい、このように考へてゐるのでございませう。

したがういまして、既存の保健所や既存の医療機関や既存の社会資源というものは十分利用しながら、それがこの予防事業にかかわります分については私どもの方でその上乗せをどういう形でやるか、これは具体的に時間的なものもあるうかと思

いますし、あるいは器具整備といったようなこともあるうかと思ひますが、そういうものは具体的に上乗せをしてやつてまいりたい。例えば機械が足りなければ私どもの方で必要な機器をこれに上乗せをしていきたい、あるいは健診の費用が実費程度のもので差額が生ずれば、それについて私どもやつてまいりたい、こんなように予防事業については考へてゐるのでございませう。

○高桑栄松君 これはちよつと揚げ足取るみたいな質問になりますけれども、例えばの話、何でも保健所という、都会の保健所は大抵医師はいると思ひますけれども、場合によつては医師がいなくて業務というのがありますし、それから保健所も忙しいと言つてゐるのに、そんな暇ありませんと片一方で言うかもしらぬし、やつぱり暇な保健所を探すと、そんなことになるのかなと思つて。やつぱりそれだけとかくお医者さんと看護婦さんと保健婦さんの、あるいは事務屋さんも含めて業務がオーバーになつていくわけだ。それで、オーバータイムが出るかどうか知りませんが、その辺はやつぱり暇な保健所をお選びになるということになりますか。

○政府委員(目黒克己君) やはりこの辺は四十一の指定地域を見ますとほとんど大都会でございまして、ちよつと私正確に記憶をいたしておりましたが、医療機関の敷にいたしまして、たしか百を超える医療機関がそれぞれございませう。したがういまして、相当の医療機関あるいは保健所にいたしましてマンパワーをかなり持つてゐるところが多いのでございませう。しかしながら、やはりそこは通常の業務に上乗せの業務といったような形になつてまいりますので、その辺につきましても、私ども地方自治体と相談しながら負担にならないようにしてまいりたい、このように考へてゐるところでございませう。

御指摘のマンパワーについては、例えば東京の地域につきましても非常に医師等専門家がたくさんいるわけではございませう。あるいは大阪、京阪神等々大きなところにつきましても、ほとんどが四十

一指定地域でございますので、マンパワーについては、御指摘のような形のものについては心配はないのじやなからうかというふうに私もは考えております。しかしながら、どちらにいたしましても超過分をどうするかということについてはあくまでもいろいろ問題はあるかと思っておりますので、その辺を私も補充する形でまいりたいというところでございます。

○高桑栄松君 現在公害保健福祉事業というのがありわけですね。私が聞いている範囲では公害保健福祉事業で成果が余り上がっているとは聞いていない。それで、今の新しい予防事業というのやっぱりこれと並列するようなものでなからうか。だから、上乗せというよりむしろ並列である。そうすると、この福祉事業でさえも余り成果が上がっていないのだから、成果の上がついていないものに同じような事業をやるのか。だから、どうせ上がらないから予算も少なくていいと、こう思っておられるんじゃないかとも思ったりするんですが、いかがですか、これ。

○政府委員(目黒克己君) 先ほど上乗せと申し上げましたのは、在来の医療システムあるいは保健システム、これは主として厚生省所管のものが多からうと思いますが、在来の社会資源に上乗せをするという意味で申し上げたわけでございます。

それから御指摘の保健福祉事業につきまして、これはやはりいろいろ御意見がそのやり方等についてはございまして、そのやり方もいろいろございまして、その中で不備を補いながらあるいは訂正しながらベストのやり方で持つてまいりたい、このように思っているわけでございします。効果も地域地域によってそれぞれございしますけれども、非常に効果があるという報告も来ておりますし、やはりなかなかこれは地域の実情によるのではなからうかと思っておりますが、少なくとも水泳とかあるいはキャンプとかあるいは呼吸機能訓練、そんなようなものについてはやはり効果があるというふうなことを私も聞いておるのでございまして、そういうものはそういうものな

りに並列して行つてまいりたい。これはあくまでも今までの保健福祉事業はこれまでの患者さんのためのものでございまして、これは並列して行つていく。そのほかに先ほど申し上げたものや、同じものがあるとか、それにはやはり並列してやつていくものがあるであらう、こういうことで申し上げたのでございします。

○高桑栄松君 私さつき御質問されたかどうかかわからないのもう一度になるかもしれませんが、対象地域人口は千五百万人ということでしたね。そのすべてが今の予防事業の対象になるのか、それとも自治体がそれぞれ申請をした場合に対象になるのかということなんですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) これは先ほど申し上げましたようにメニュー方式でございまして、私どもの方の受けとめ方としては四十一の指定地域全部を考えているわけでございます。そこから御指名があれば受けるわけでございます。物によるのでございします。例えば健診のようなものでございしますと、これはやはりすべての四十一の指定地域の該当のところの中にそれぞれのシステムがございします。こういうのは恐らく乗つかつていくんじゃないだらうかと思うのでございしますが、例えばプールの問題とかあるいは医療機関の問題等々になりますと、それぞれの地域の事情もあろうかと思ひますので、これについてはその地域のそれぞれ市町村あるいは地方自治体の意向によつて左右されるのじやなからうか、このように思つております。少なくとも私どもの方としては受けこたえるような形で制度を用意しているものでございします。

○高桑栄松君 今までの東京都の報告、それから例えば兵庫の公害センターかな、あそこ所長の渡辺さんたちの研究報告その他幾つか挙げられてゐるのは、やっぱり幹線道路沿線は非常にNO_xが多い。それでNO_xプラスSPM—浮遊粒子状物質、これが主流になつてきている。私に言わせると、SO₂が低濃度だけれどもプラスになつ

ている、こう思つてゐるわけですが、特に東京の近辺で言えば環七とか、環八とか、国道二四六、そういうところの沿線が大変ひどい。当委員会でも視察に参りましたね、板橋の大和町でしたか、あそこなんか特に多かつたですね。ああいうところがあるわけで、これは環七、環八等々は指定地域の住区以外になりますね。なるというのか、そういう指定地域外を通つてゐるのがあるわけだ。そういうのはとりあえずカバーするとか、そういう考えはないのか、どうでしょう。

○政府委員(目黒克己君) 今御指摘の点につきまして、いわゆる審議会の中でその準じる地域とすることとそれを入れるか入れないかということにつきては、これは大変重要な課題であると受けとめまして、私も今鋭意前向きに検討をいたしているところでございします。

○高桑栄松君 私は今の目黒部長のお答えは大変大事だと思つてゐるんです。指定されたものだからそれ以外はいないとかいうのじやなくて、やっぱり健康の問題で、そういうケースが報告されてゐるんだからもう積極的にこの準ずる地域に入れて、今の四区ぐらゐ入るんですか、世田谷とか杉並とかあの辺も入るようなんですが、そういうところを東京都はやつてゐるんでしょう。たしか東京都は独自にやつてゐますね。ですから、そういうところはとりあえず指定地域とは無関係にやっぱりカバーしますとデータも出てくると思うんです。積極的にカバーしなければデータももらえないわけだ。だから、そこでどういう患者がどういふふうに応募してくるか、これが非常に私は大事だと思ふんです。何も法律にないものはないものなんでしょう。何もうつておくといいんじゃないか、な

くてもやっぱり重要だと思ふポイントはくみ上げていく。そして環境庁のデータにしたいだけ。そして私の言う未来予測へのやっぱりデータとして持つてゐてほしい。それはやっぱり積極的に国民の健康にかかわる環境庁の私は本来の姿勢だと思ふんです。法律は法律であるんだから、それはいいです。今度はなくなるとすれば、なくなるのならば法律でしようから。

しかし、それはそれとしまして、これからそういう予防事業をなさるのなら、やっぱり積極的にそういうポイントポイントはとらえてやつてもらいたい。それがやっぱり行政の国民に対する責任ではなからうか。法律とは特に関係なく考えてもらいたいと思ひます。いかがでしょうか。

○政府委員(目黒克己君) 御指摘のとおりでございます。しかしながら、私もあくまでもこの四十一の指定地域というものが中心になつて、これがもう原則ということで、四十一の指定地域とそれに準ずる地域につきまして、これは先生御指摘のとおり、その中には大変私も重要な課題としてこれまでも受けとめてゐる地域もあるわけでございます。ただ、その地域のどこがどうということについては私もまだ検討の段階でございしますけれども、少なくとも私もそれを重要な課題として受けとめまして鋭意検討をいたしておるところでございします。できるだけ私どもの方としては重要な課題として受けとめまして、そしていい調査結果が得られるように努力をしてまいりたい、このように思つております。

○高桑栄松君 私は、これも前に申し上げたんですけれども、環境庁は解除のかわりに予防事業、つまり個々ではなくて集団で予防、こうおっしゃつたと思うんですが、予防医学者といたしましては当たり前のことでございまして、解除の代替に予防ということじやないんだ。解除は別問題でございまして、予防はもとと一生懸命にやるべきである。今までもしやらないとしたら怠慢ではないか。それはポリティシャン・ペイズ・プリンシプルに入るわけですよ。ポリティクスの、政治の場が放置したものは政治が支払うべきではないか、そのPじやないかと私は今申し上げたわけですが、それはプロフェッサーが間違えばプロフェッサーが払うべきである。これはPPPという事なんですね。ですから、そういう意味で私は予防事業というものは別個にこれは一生懸命にやるべきものであると思ひます。

○高桑榮松君 私は昔国立公害研究所にいたんで、そう思うんですが、やっぱり環境庁の立場が何となく弱いんですよね。予算が少ないとか、おっしゃるとおりなわけです。私は研究費をどんどん取るべきだと申し上げておったんですが、しかし環境庁のこういう指導行政というか、調整行政の中で説得力のあるそれは科学的なアプローチだと思ふんです。科学的なデータを持って総理大臣以下を説得していくということで、なるほど大事だと言つて予算を出してくれると思う。現物支給というよりは、環境庁は調査研究等々にもっともつと力を入れて、そして科学的なアプローチで、これは十分根拠があるからこうやってほしいと、こういうことが大事な環境庁のバックボーンになるん

会ができるわけでしよう。ここから研究費というものもを少なくとも差額の四億は出してもらって、そしてフリー研究に充ててもらいたい。フリー研究です、私の言っているのは。フリーな、つまり未来予測というのは行政屋さんが考えるよりもこれはよりもと言っちゃ失礼ですけれども、考えていただいてもいいですけれども、やっぱりしかるべき専門家がこんなことをしてみたいというときにその四億をやってほしいわけだ。ですから、そういう未来予測のための、そして環境庁の大事なこれからの政策のバックボーンになるようなデータをとるために、私はその差額四億は、少なくとも長官やっぱり基金の中からでも出せないのかなどと思うんですよね。この際、きつく言われてい

この法案の出されたときの趣旨説明の質疑で申し上げたことでありますが、私は地域指定の全面解除には医学的に反対であると、これは申し上げてあります。それはオール・オア・ナンということではないということです。病氣というものはすべてが病氣であるかすべてが健康になるかということはないんだから、どうしてもその中間的なものがある。したがって、私は二つのことを申し上げたわけです。地域特性を考慮して、つまり地域特性というのは、複合汚染の環境基準が我が国にはないんだから、私は暫定措置でもつくるべきだと思っています。暫定ということは、科学的な根拠が若干乏しくてもいいということです。暫定的に一応こういう基準を考えてみる。前に申し上げたと思います。亜硫酸ガスは基準の半分になっ

○政府委員(加藤陸奥君) 大変難しい御質問でございます。再指定の条件があり得るか。まずその前に、前提には、中央公害対策審議会の答申でも明確に言っておられますが、この公害健康被害補償制度という法律の基本的仕組みは厳然として残すという前提がございます。その上で、どういうところを指定すべきかというのは今後の事態に応じてということでございますので、それに対応しての基準というのを今直ちに申し上げるというような用意はございませんけれども、なかなか難しいわけでございます。

○高桑栄松君 いや、だつて総理大臣の答弁でございませうから、私は何かやつぱりお考えがあつて、そのときの調子でおっしゃつたにしても、それを受けて環境庁は大急ぎで作文をしなければいけないのではないかと。その作文の中に私は入れてもらおうかなと思つて複合汚染の暫定基準を申し上げたつもりなんです。何かそういうものがなければ、あれは絵にかいたもちだなんて、何と言つたらいいでしょうかね、何か大變わけのわからない答弁であつたんじゃないか。あの再指定ということで、私は本当かなと思つたんです。だから、もうちょっと何かお答えありませんか。

○政府委員(目黒克己君) 大変難しい御質問でございますが、再指定の件でございませう。この再指定の件は、やはり私の受けとめ方といたしましては、万が一そのような非常に必要とするような事態が起つたときには、私どもの方としては直ちにそれに対応する用意があるし、またせねばいけない、こういうような意味で申し上げているわけでございますが、先生御指摘のこの複合汚染の基準を暫定的に決めてから、仮定のお話と承つておるわけでございませうが、どうかと、こういう御質問というふうに私も受けとめるわけでございませう。この点は、私もやはり非常に難しい問題でございます。その理由といたしまして幾つかございませうが、やはり現在の大気汚染の状況と、それから健康影響とについては、やはり複合ではあるけれども、専門委員会報告等ではSO₂、NO_x、SPM、この三つで代表できるんじゃないかという趣旨の議論があつたと片方にはございませう。では、その基準についてどうかということでございますけれども、あくまでもその複合した基準というものは今後の課題としてこれをつくるべく、これを研究するべく努力していかねばならないのではないかと、このように思つてございませう。つまり想定される事態が一体どういう事態であるのかという先生の未来予測の点については、私もまだこれからさら

にこのいろいろなファクターを入れて、科学的なファクターを入れて予測をしていかなければならない種類のものではなからうか。したがって、御指摘のこの複合基準を暫定的につくつて、その上で再指定と、この御質問に對しましては、私もその最初の前段の複合汚染の暫定的な基準をまずは未来予測としてどのようにつくっていくかということについて今後鋭意努力してまいりたいと、このように思つてございませう。もちろん現実の問題としては、先ほど申し上げましたように、万が一そのような事態が来た場合には、その時点で総理の答弁にもございませう。うに私も対応いたしますと、こういうふうな申し上げておるわけでございませうが、複合的なものかという点については、今後の課題として私も努力をしてまいりたいと、このように思つているところでございませう。

○高桑栄松君 これはSO₂健康被害補償法ではないですね。大気汚染なわけだ。だから大気汚染というのにSO₂だけを基準にされるのはおかしいので、SO₂即公害というのではないのであつて、NO_xも入るわけだ。したがつて、私はそういう意味で、SO₂は改善された、NO_xも大したことではない、そういうところの地域解除については私は検討の対象になるだろうと。しかし、SO₂がある程度まだある。間違ひなくあるわけですから。それにNO_xはもう基準をオーバーまですていて、そういうところも一挙に解除するのは、やつぱり健康ということを考えればおかしいんじゃないか。そして私が申し上げたのは、実験的なデータ、疫学的なデータではつきり因果関係を同定できないからおっしゃるから、それは例えば肺がんのようなことを考えたらそうはいきませんよというのを、一つの私の未来予測の中でやつぱり大気汚染、肺がんということを重要視すべきだと私は予測して言つておると思つていませう。私はそれは将来必ず起きてくると思つていませう。ですから、それに対する対策を今から講ずべ

きだ。それにはNO_xを捨てておけない。NO_xは気道末梢を侵すと、そしてワン・ヒット・セオリーもあるわけだから、一たびがん化をすれば、それは十年後に発がんをするかもしれないのだから、そういうことを考えますと、今から本当にもう一生懸命に取り組んでもらいたいと私は思ふんです。ですから、全面解除は私は反対であるともう一度申し上げておきます。

ですから、地域ごと検討するのは私も賛成であるというのか、検討してもいいと思う。それから患者がきのうまでは六千人おられたのに、きょうから法律ができたからゼロになるということはあり得ないです。病気をそんなふうには理解されては困るので、これは一番わかっているのは、目黒、長谷川両先生方承知の上で私の顔を見ておられるのだらうと思ひますけれども、時間になりましたので、全部この辺をひつくるめて長官の演説をひと聞かしていただきます。

○国務大臣(稲村利幸君) 現在の大気汚染の状況下では、制度を公正かつ合理的に運営するために四十一の指定地域をすべて解除することがやはり望ましい、この結論を、三年間の審議において中公善の答申をいただいた。これを私も尊重しましてこのような法改正をお願いしてございませう。先ほど来の中間ステップをという先生の再三にわたる御指摘も全く説得力があるんですが、この際割り切りをさせていただいて、この法が公正かつ合理的にぜひ運用されるように、やはり社会保障でないのならばという方向で、ここで科学的知見、データを尊重する方向で国民の健康が守れたらどうか御理解をいただき、ぜひともこの国会でよろしく願ひしたいと思ひます。

○委員長(松尾富平君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十六分散会

九月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一 公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願(第二〇五四号)(第二〇八九号)

第二〇五四号 昭和六十二年九月九日受理
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市築地北浜三ノ二八
山本源一外五百七名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第二〇八九号 昭和六十二年九月十日受理
公害指定地域の全面解除反対、公害健康被害補償制度の改善・拡充に関する請願
請願者 名古屋市中区那古野一ノ三ノ一五
松田教之外四百九十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第七三号と同じである。